

(仮称)仙台市バリアフリーマスターplan
(移動等円滑化促進方針)
中間案

令和 7 年 11 月

仙台市

目次

1.はじめに	1
1-1.バリアフリーマスターplan(移動等円滑化促進方針)策定の背景と目的	1
1-2.仙台市におけるバリアフリー化のこれまでの経緯	2
1-3.バリアフリーマスターplan制度の概要	6
1-4.計画の位置付け	8
1-5.計画の対象区域と計画期間	13
2.仙台市の概況	14
2-1.市全体の人口と高齢者数	14
2-2.各区の人口と高齢者数	15
2-3.障害者の状況	17
2-4.未就学児がいる子育て世帯(6歳未満の子がいる世帯)の状況	18
2-5.外国人住民数と国籍	19
3.仙台市のバリアフリー化の取組みと課題	20
3-1.仙台市バリアフリー基本構想における取組み	20
3-2.基本構想に基づく各特定事業の進捗	21
(1)公共交通特定事業【仙台市交通局(実施期間:第3期前期⇒令和3年度～令和7年度)】	21
(参考)公共交通特定事業(実施期間:第2期⇒平成24年度～令和2年度)	27
(2)公共交通特定事業【JR 東日本(実施期間:令和2年度～令和3年度)】	33
(3)道路特定事業(実施期間:平成27年度～令和7年度)	34
(4)都市公園特定事業(実施期間:平成26年度～令和7年度)	36
(5)交通安全特定事業(実施期間:平成24年度～令和2年度)	38
3-3.当事者団体からの意見	39
(1)ヒアリング調査先	39
(2)実施時期・調査方法	39
(3)いただいた意見	40
3-4.更なるバリアフリー化に向けた課題	43
4.バリアフリーマスターplanの基本的な方針	44
4-1.基本理念	44
4-2.基本方針	44
4-3.目標年次	45
5.ハード面のバリアフリー化の推進	46
5-1.移動等円滑化促進地区について	46
5-2.移動等円滑化促進地区の設定について	47
5-3.移動等円滑化促進地区の選定	52
(1)移動等円滑化促進地区の設定の要件と流れ	52
(2)移動等円滑化促進地区の候補地区の抽出	56
(3)移動等円滑化促進地区の選定	57

5-4. 移動等円滑化促進地区の区域	61
5-5. 生活関連経路の考え方	62
5-6. 移動等円滑化促進地区、生活関連施設の分布及び生活関連経路のとりまとめ	63
5-7. 施設間の連携(行為の届出制度)	69
6. ソフト面のバリアフリー化の推進	70
6-1. ソフト面のバリアフリー化の推進	70
6-2. ソフト面のバリアフリー化の推進	71
6-3. 「情報のバリアフリー」の取組み	76
7. 今後のバリアフリーの更なる推進に向けて	79
7-1. バリアフリーマスターplanの推進体制	79
7-2. バリアフリーマスターplanの評価とスパイラルアップ	79
用語説明	80

1. はじめに

1-1. バリアフリーマスターplan(移動等円滑化促進方針)策定の背景と目的

まちなかにおける移動等の円滑化を図るために、個々の施設のバリアフリー化だけではなく、建築物や道路等の連続性を確保した「面的・一体的なバリアフリー化」が必要不可欠です。

このため、本市では、交通バリアフリー法に基づく「仙台市交通バリアフリー基本構想」を平成15年に策定し、仙台都心地区、泉中央地区、長町地区の3地区におけるバリアフリー整備を進めてきました。その後、ハートビル法と交通バリアフリー法が統合された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、バリアフリー法)」が平成18年に施行されたことから、平成24年に「仙台市バリアフリー基本構想(全体構想)」を策定し、市全体におけるバリアフリーの基本方針を定めるとともに、都心地区、泉中央地区、長町地区、北仙台地区の4地区の地区別構想を順次策定し、各地区のバリアフリー化に重点的かつ一体的に取り組んできました。

現在の「仙台市バリアフリー基本構想(全体構想)」は目標年次を令和12年度とするものですが、令和7年度に再評価と改善の時期を迎えるにあたり、バリアフリー化の具体的な整備内容等を定めた特定事業計画(公共交通特定事業、道路特定事業、都市公園特定事業、交通安全特定事業)にが目標年次を迎えることとなっています。

平成30年のバリアフリー法改正により、バリアフリー化の方針を示すバリアフリーマスターplan制度が創設され、バリアフリーマスターplanに先駆けて運用してきた仙台市バリアフリー基本構想(全体構想)について、仙台市ダイバーシティ推進指針の策定(令和7年3月)、各種施設の立地状況の変化、ハード面のバリアフリー化の進捗状況、特定事業計画完了を見越した施策展開などを踏まえて整理するとともに、市民や関係機関等とバリアフリーの考え方を共有してバリアフリー化を促進することを目的として、「仙台市バリアフリーマスターplan(移動等円滑化促進方針)」を策定します。

1-2. 仙台市におけるバリアフリー化のこれまでの経緯

1960 年代以降、高度経済成長により都市が飛躍的な発展を遂げる中、本市においては、昭和 44 年に車椅子の利用者と学生ボランティアらが「生活圏拡張運動」を展開して歩道や公共施設の段差など物理的・社会的な障壁の解消に声を上げ、全国に先駆けて福祉のまちづくり活動が展開されていきました。

その結果、昭和 48 年に日本で初めて身体障害者福祉モデル都市の指定を国から受け、バリアフリーのまちづくりは仙台から全国に広がったと言われています。平成 8 年にはいち早く、すべての人にとって施設を使いやすくするバリアフリー整備に取り組むため、「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」を制定しました。

その後、交通バリアフリー法に基づき、平成 15 年に「仙台市交通バリアフリー基本構想(全体構想)」と「仙台駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を、平成 16 年に「仙台都心地区交通バリアフリー基本構想」を、平成 17 年に「泉中央・長町地区交通バリアフリー基本構想」を策定し、これらの基本構想の目標年次を平成 22 年として定め、交通バリアフリーの取組みを推進しました。

また、平成 18 年に施行されたバリアフリー法に基づき、平成 24 年に「仙台市バリアフリー基本構想」の「全体構想」及び「地区別構想(都心地区)」を策定しました。地区別構想は、平成 27 年に泉中央地区と長町地区を、平成 28 年に北仙台地区を策定し、その後の基本構想の改定を経て目標年次を令和 12 年度として定め、「多様性が社会を動かす共生のまち」の創出に向かって、一体的かつ重点的にバリアフリー化に取り組んできました。

(参考)ハートビル法と交通バリアフリー法、バリアフリー法の変遷

	ハートビル法	交通バリアフリー法
施行	平成6年	平成12年
目的	高齢者や身体障害者等の自立と積極的な社会参加を促すため、誰もが利用する建築物(特定建築物)において、高齢者や身体障害者等の方が安全で安心して利用できるような整備を促進し、良質な建築物を増やす	公共交通機関の旅客施設、車両等の構造及び設備を改善し、また、旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路等の整備を推進する等の措置を講じて、高齢者、身体障害者等が公共交通機関を利用して移動する場合の利便性と安全性の向上の推進を図る
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> 下記建築物を新築する際には、バリアフリー化の基準に適合義務がある <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 病院・診療所 <input checked="" type="checkbox"/> 劇場・観覧場・映画館または演芸場 <input checked="" type="checkbox"/> 集会場または公会堂 <input checked="" type="checkbox"/> 百貨店・マーケット・その他物販店 <input checked="" type="checkbox"/> ホテル・旅館 <input checked="" type="checkbox"/> 老人福祉センター・児童厚生施設 <input checked="" type="checkbox"/> 体育館・水泳場・ボウリング場 <input checked="" type="checkbox"/> 郵便局・保健所など公益上必要な建築物 <p>【改正後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不特定でなくとも多数の者が利用する「学校」「事務所」「共同住宅」等にも拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通事業者に対し、鉄道駅等の旅客施設の新設・大改良、車両の新規導入の際、この法律に基づいて定められるバリアフリー基準への適合を義務付け(既存施設は努力義務) <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> エレベーター、エスカレーター等の設置、誘導警告ブロックの敷設 等 市町村が一定規模の旅客施設(5,000人/日以上)を中心とした地区において旅客施設、道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するため、基本構想を作成し、重点整備地区を設定 公共交通事業者、道路管理者及び都道府県公安委員会が、バリアフリー基本構想に従ってそれぞれ具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> エレベーター、エスカレーター等の設置、使いやすい券売機の設置、低床バスの導入 <input checked="" type="checkbox"/> 歩道の段差解消 <input checked="" type="checkbox"/> 視覚障害者用信号機の設置 等

統合

	バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)
施行 目的	平成18年 高齢者や障害者等(身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者など全ての障害者、妊産婦やけが人等)の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進させる
拡充 概要	<p>【1.対象者の拡充】 身体障害者に限らず、知的・精神・発達障害など、全ての障害者に拡充</p> <p>【2.対象施設の拡充】 建築物、公共交通機関、道路に加え路外駐車場、都市公園、福祉タクシーを追加</p> <p>【3.基本構想制度の拡充】 重点整備地区について、旅客施設を含まない地域まで拡充</p> <p>【4.当事者参加】 基本構想策定について、協議会制度の法定化、住民提案制度の創設</p> <p>【5.ソフト施策】 「スパイラルアップ」「心のバリアフリー」の導入</p>

改正

	改正バリアフリー法
施行	平成30年
改正 目的	東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するため
改正 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を理念規定として明記 ・「心のバリアフリー」支援行動の明文化 ・施設の具体的なバリアフリー化事業の調整が難しい段階においても、基本構想の作成に繋がるよう、市町村が面的、一体的なバリアフリー化の方針を定めることができるバリアフリーマスターplan(移動等円滑化促進方針)制度を創設

改正

	改正バリアフリー法(現在)
施行	令和2年
改正 目的	2018年のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行や東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化するため
改正 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通事業者にソフト基準適合義務(スロープ板の適切な操作、明るさ確保等) ・車両優先席・障害者用駐車施設やトイレ等の適正利用を国民の責務に位置づけ ・市町村による「心のバリアフリー」推進を明記

仙台市におけるバリアフリー化のこれまでの経緯

昭和 44 年

生活圏拡張運動

(仙台のバリアフリーのはじまり、全国に先駆けた福祉のまちづくり活動の展開)

平成 6 年施行

ハートビル法

平成 8 年施行

仙台市ひとにやさしいまちづくり条例

(建物、道路、公園などの施設が、高齢の方や障害のある方を含め、誰でも使いやすいものとなるよう、バリアフリー整備を推進するため制定)

平成 12 年施行

交通バリアフリー法

平成 15 年施行

仙台市交通バリアフリー基本構想(全体構想)

仙台駅周辺地区交通バリアフリー基本構想

【目標年次】

平成 22 年

【全体構想】

市全体のバリアフリーの基本方針を定めた

【地区別構想】

個別の地区ごとに整備すべきエリアや施設を位置付けた

平成 16 年施行

仙台都心地区交通バリアフリー基本構想

平成 17 年施行

泉中央・長町地区交通バリアフリー

基本構想

平成 18 年施行
(平成 30 年・令和 2 年改正)

バリアフリー法

平成 24 年施行・令和 3 年改定

仙台市バリアフリー基本構想(全体構想)

仙台市バリアフリー基本構想 地区別構想 (都心地区)

【目標年次】

令和 12 年度

(令和 7 年度 再評価と改善時期)

交通バリアフリー基本構想を継承しつつ、改定ではバリアフリー法の改正を踏まえた

・心のバリアフリー
・再評価と改善の考え方を追加

平成 27 年施行・令和 5 年改定

仙台市バリアフリー基本構想 地区別構想 (泉中央・長町地区)

平成 28 年施行・令和 6 年改定

仙台市バリアフリー基本構想 地区別構想 (北仙台地区)

1-3. バリアフリーマスターplan制度の概要

バリアフリーマスターplan制度は、バリアフリー法第24条の2に規定されている法定計画です。市町村は、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、バリアフリーマスターplan制度を作成するよう努めるものとされており、その内容について定める事項が示されています。

バリアフリーマスターplan制度	
概要	<ul style="list-style-type: none">市町村が、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの具体的なバリアフリー化の事業がなくても、方針を示すことで地域におけるバリアフリー化の考えを関係者間で共有することができる具体的なバリアフリー事業計画である基本構想及び特定事業計画作成へのステップアップにつながる
バリアフリー マスターplan に定める事項	<p>1. 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針</p> <ul style="list-style-type: none">・位置づけ・計画期間・作成の背景や理由・移動等円滑化促進地区の特性・特性を踏まえた移動等円滑化の基本的な考え方 <p>2. 移動等円滑化促進地区(生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒步で行われ、バリアフリー化を一体的に推進していく必要のある地区)の位置及び区域</p> <p>3. 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関すること</p> <p>4. 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">・心のバリアフリーの推進・マナーの向上 <p>5. 行為の届出等に関する事項</p> <p>6. 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項</p> <p>7. その他、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項</p> <p>8. 移動等円滑化促進方針の評価に関する事項</p> <p>※2、3、4、5、7については、必須の記載事項</p> <p>※1、6、8については、任意の記載事項</p>



移動等円滑化促進地区のイメージ図

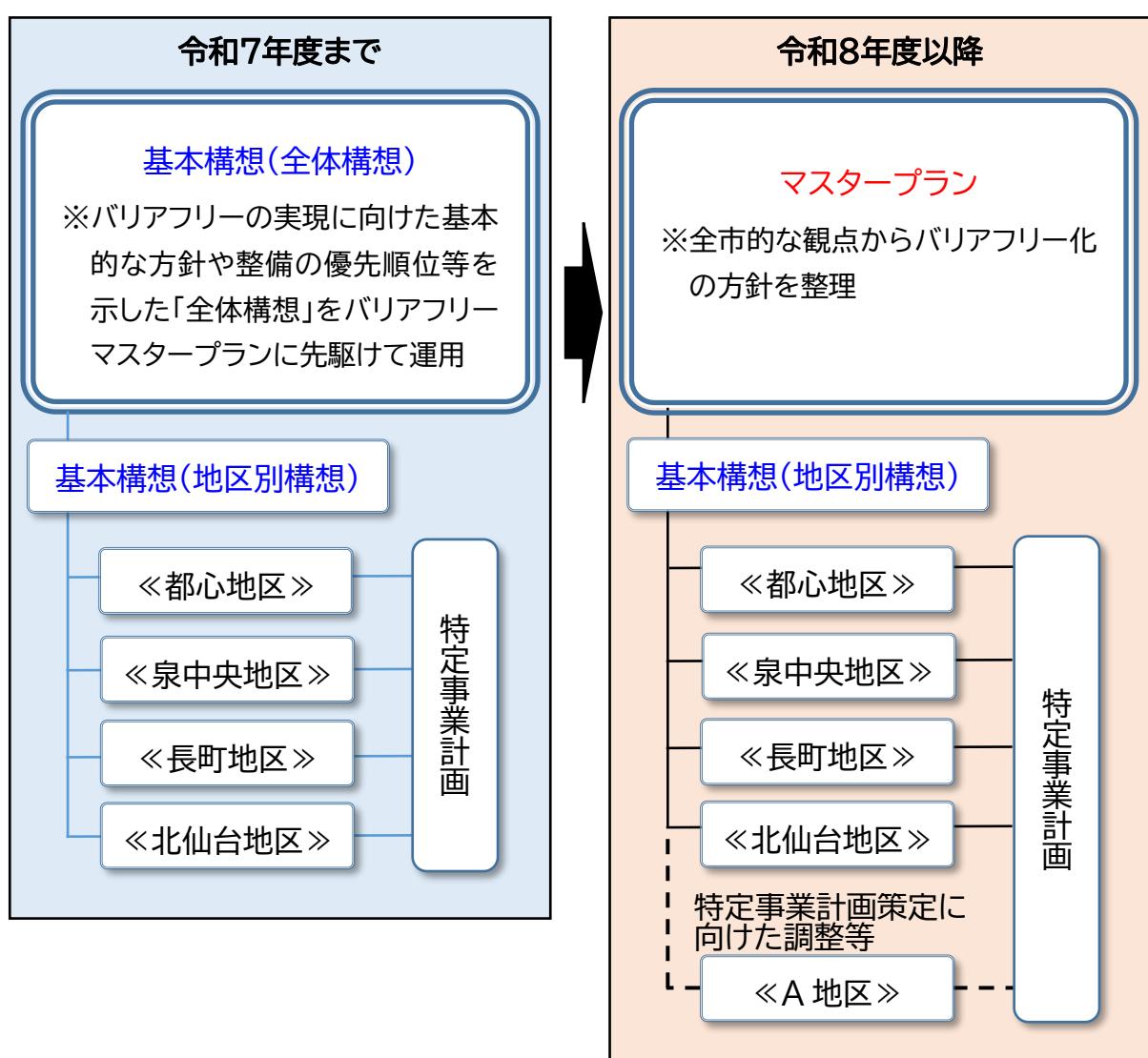
(移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインより引用)

1-4. 計画の位置付け

本市ではこれまで、バリアフリー法第 25 条に基づくバリアフリー基本構想制度を活用し、全体構想として市全体におけるバリアフリーの基本方針を定めるとともに、地区別構想により重点整備地区に設定したエリアを中心にバリアフリー化の取組みを進めてきました。今後は、平成 30 年のバリアフリー法の改正を踏まえ、これまでの全体構想をベースに全市的な観点からバリアフリー化の方針を整理した「仙台市バリアフリーマスターplan(移動等円滑化促進方針)」を策定します。

なお、4つの地区別構想については、引き続き重点整備地区内におけるバリアフリー化事業を推進するとともに、これらの地区のほかに新たに地区別構想を策定する必要がある地区がある場合には、地区別構想や特定事業計画の策定に向けた調整等を実施します。

また、仙台市バリアフリーマスターplanは、本市の上位計画である「仙台市基本計画 2021-2030」で示す目指す都市像の1つである「多様性が社会を動かす共生のまち」を実現していく役割を担うほか、関連条例や関連計画等を踏まえ、本市全体のバリアフリー化を促進するための方針を示すものです。



(仙台市が安心して住み続け、活躍できるまちを推進)

仙台市総合計画
「仙台市基本計画 2021-2030」(R3～R12 年度)
「仙台市実施計画 2024-2026」(R6～R8 年度)



上位計画等の理念や目標を実現するための取組み

仙台市バリアフリーマスターplan

「多様性が社会を動かす共生のまち」の実現に向けた市全体のバリアフリーの方針

↑
移行

←新たな視点を盛り込む

仙台市バリアフリー基本構想

全体構想(R3～R12 年度)
※バリアフリーマスターplanに先駆けて運用

地区別構想

都心地区(R3～R12 年度)

泉中央地区(R5～R12 年度)

長町地区(R5～R12 年度)

北仙台地区(R6～R12 年度)

方向性を共有する関連計画

関連計画等

仙台市都市計画マスターplan
(R3～R12 年度)

仙台市立地適正化計画(R5～R24 年度)

せんだい都市交通プラン(R3～R12 年度)

仙台市地域公共交通計画
(R4～R8 年度)

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(R6～R8 年度)

仙台市障害者保健福祉計画
(R6～R11 年度)

せんだい支えあいのまち推進プラン
(R3～R8 年度)

せんだいこども若者プラン
(R7～R11 年度)

(社会的動向)持続可能な開発目標 SDGs

関連条例

仙台市ひとにやさしいまちづくり条例

仙台市障害を理由とする差別をなくし
障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例

上位計画や関連計画、関連条例の中で、関わりの強いものと主な内容は下記のとおりです。

①仙台市総合計画(仙台市基本計画／仙台市実施計画)

仙台市のまちづくりの指針であり、本市の目指す都市の姿とその実現に向けた施策の方向性を示しています。

まちづくりの理念として「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City SENDAI～」を掲げ、「杜の都」と親和性のある Green という言葉に、目指す都市像に関連する多様な意味を持たせるとともに、世界を見据えて常に高みを目指していく方向性を示しています。

目指す都市の姿の1つとして、「多様性が社会を動かす共生のまちへ」を掲げており、取り組む施策として、ユニバーサルデザインの推進と、合理的配慮の推進を両輪として、暮らしやすさを実感できる生活環境をつくる方向性を示しています。

②仙台市ダイバーシティ推進指針

さまざまな施策を検討・実施する際に盛り込むべきダイバーシティの視点等を取りまとめるものであり、本市の実施計画や各部局が策定する分野毎の個別計画等に掲げるまちづくりの視点や施策の方向性をダイバーシティの観点から拡張するものです。

取組みの視点として、「「ちがい」に配慮のある制度・サービスをつくる」や「なくてはならない「ちがい」を守る」、「共生のまちづくりに向けて「まだ誰か取り残されていないか？」と目を凝らす」などを掲げ、誰もが安心して住み続け、活躍できるまちを推進していくこととしています。

③仙台市都市計画マスターplan

都市計画法第 18 条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、仙台市総合計画を踏まえ、長期的視点に立った都市の将来像を示し、実現に向けての大きな道筋を明らかにしたものです。

都市づくりの目標像の実現に向けた基本方針では、「居心地が良く歩きたくなる歩行者空間の創出」「日常生活における安全・安心な交通環境の確保」などが掲げられています。また、基本方針を実現するための具体的な都市づくりの考え方を示す方針では、「道路や交通施設等において、高齢者や障害者等、誰もが利用しやすく、安全で安心なバリアフリー空間を整備」することとしています。

④仙台市立地適正化計画

居住機能や都市機能を誘導する区域及び誘導する施設、防災・減災対策の取組みを位置付けることで、仙台市都市計画マスターplanで示す本市の都市構造や土地利用の考え方をより具体化し、行政と住民や事業者等が一体となって持続可能で安全・安心に暮らすことができる都市の実現を目指すためのものです。

本計画の理念を実現するための基本方針では、「都市軸(地下鉄南北線・東西線)の各駅周辺及び交通結節点となっている JR 駅周辺について、交通利便性を生かした快適な居住環境の形成を図る」としています。

⑤せんだい都市交通プラン

上位計画である「仙台市総合計画」を踏まえ、本市における交通政策の基本方針として定めるものです。

交通の将来の目標である「東北を牽引する“新たな杜の都”を支える、質の高い公共交通を中心とした交通体系の実現」の達成に向けた基本方針の1つとして、「多様な都市活動を支える交通政策の推進」を掲げ、その施策の1つとして、「安全・安心なバリアフリー空間や道路空間の整備」を位置付けています。

⑥(社会的動向)持続可能な開発目標

SDGs とは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称であり、平成 27 年の国際サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 年から令和 12 年までの国際目標です。

SDGs では、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、貧困や飢餓、格差や持続可能な消費・生産などの 17 のゴール(目標)とそれを達成するための 169 のターゲット(達成基準)が掲げられており、本計画では、17 目標のうち、「3.すべての人に健康と福祉を」「10.人や国の不平等をなくそう」「11.住み続けられるまちづくり」が関連することから、同じ目的意識を持って本計画を推進していきます。



(外務省 JAPAN SDGs Action Platformより引用)

⑦仙台市地域公共交通計画

本市が中心となって、事業者や市民と共に、本市における持続可能な公共交通ネットワークの構築に向け、鉄道や路線バス、タクシー、地域交通をはじめ、地域の実情に応じた公共交通のあり方を位置付け、それぞれの施策について着実に推進し、移動手段を確保していくことを目的としています。また、「市民との協働により、地域の実情に合った、誰もが利用しやすく質の高い公共交通を持続的に確保し、自由に移動ができる生活の実現とまちなかの賑わい向上をめざします。」を目標とし、公共交通ネットワークの構築により観光の振興やまちなかの賑わい向上を目指すこととしています。

⑧仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

高齢者が地域で安心して暮らし続けられるため、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者の保健福祉を総合的に推進するための計画です。

⑨仙台市障害者保健福祉計画

一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生のまちをともにつくることを目標とする計画です。

障害者施策全体の方向性を定める障害者保健福祉計画と、障害福祉サービス等の見込量やその確保のための方策を定める障害福祉計画及び障害児福祉計画の3つの計画について、生涯にわたり切れ目のない総合的な支援を行う観点から、一体のものとして策定しています。

⑩せんだいこども若者プラン

子育ての不安や負担の軽減など、ニーズに応じた切れ目のない支援の充実を図るとともに、子育ての大変さを地域社会全体で受け止め、子育てを応援する気運をつくり、子どもの成長の喜びを家庭と地域でともに実感できる「子育てが楽しいまち・仙台」の実現を目指すための計画です。

基本的な視点の1つとして、「地域社会全体で子どもの育ちと子育てを応援していく環境づくり」を掲げており、妊産婦、乳幼児連れの方等にとっても安心して外出できるよう、道路や公共交通などのバリアフリー化を推進することで、こども・子育てを応援していく全市的な気運の醸成を図ることとしています。

⑪仙台市ひとにやさしいまちづくり条例

建築物、道路、公園などの公益的施設が、高齢者や障害者、病弱者にも使いやすいものになるように、施設等の構造、設備等に関する整備の基準を設けるとともに、市と事業者、市民の責務を明確にしたもので、平成8年に制定された、本市独自のバリアフリー推進に係る条例です。多数の方が利用する施設を「公益的施設」として定め、その施設工事等にあたっては、条例施行規則に定める整備基準に適合させる必要があります。

1-5. 計画の対象区域と計画期間

仙台市バリアフリーマスターplanは、全市的なバリアフリーの促進に関する基本的な方針を明確にするものとして仙台市全域を対象区域とするとともに、旅客施設を中心として高齢者、障害者等が利用する施設が集まる地区について、移動等円滑化促進地区を設定します。

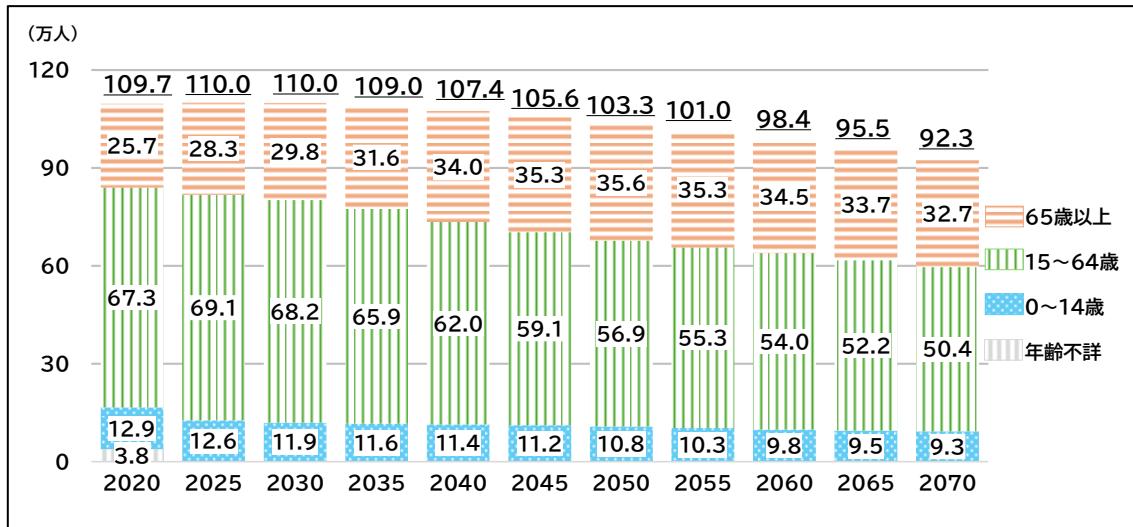
計画期間は令和8年度から10年間とします。

2. 仙台市の概況

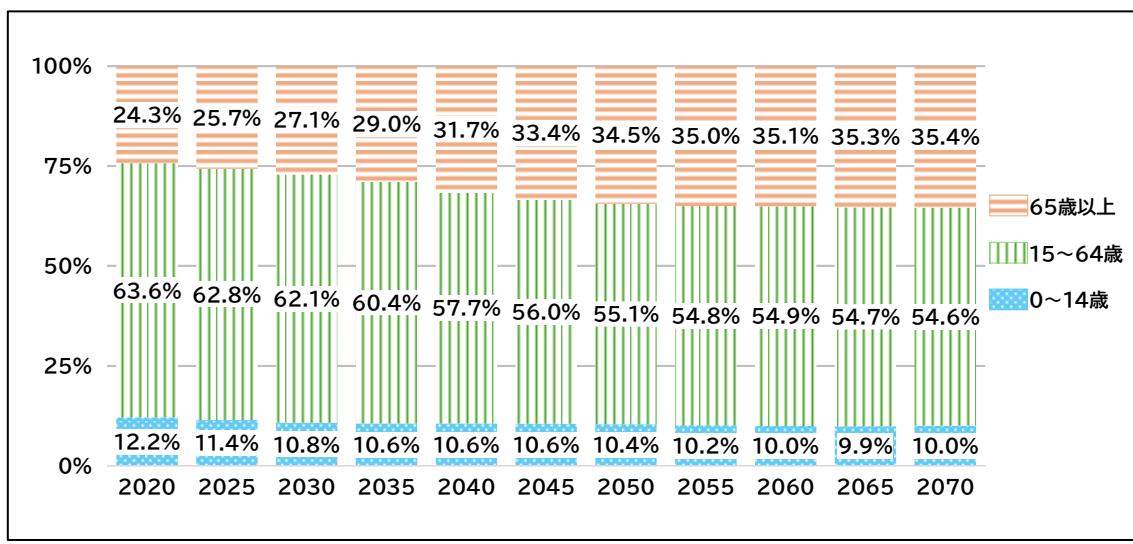
2-1. 市全体の人口と高齢者数

仙台市の人口は、仙台市の人口は令和 10(2028)年をピークに減少に転じる見込みです。また、高齢化率(65 歳以上の割合)は、今後も上昇を続ける見込みです。

※2020 年は国勢調査確定値で、年齢別割合は年齢不詳を除いて算出



出典:仙台市将来人口推計 全市の推計結果
(令和 4 年時点)

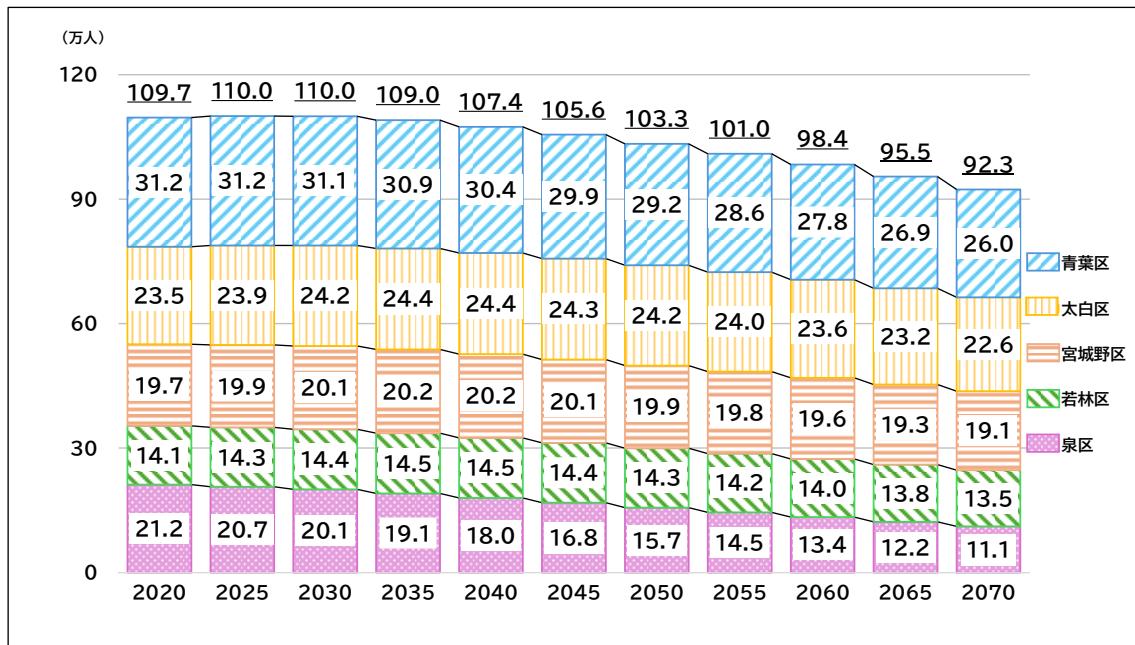


出典:仙台市将来人口推計 全市の推計結果
(令和 4 年時点)

将来人口の推移(上図:実数 下図:割合)

2-2. 各区の人口と高齢者数

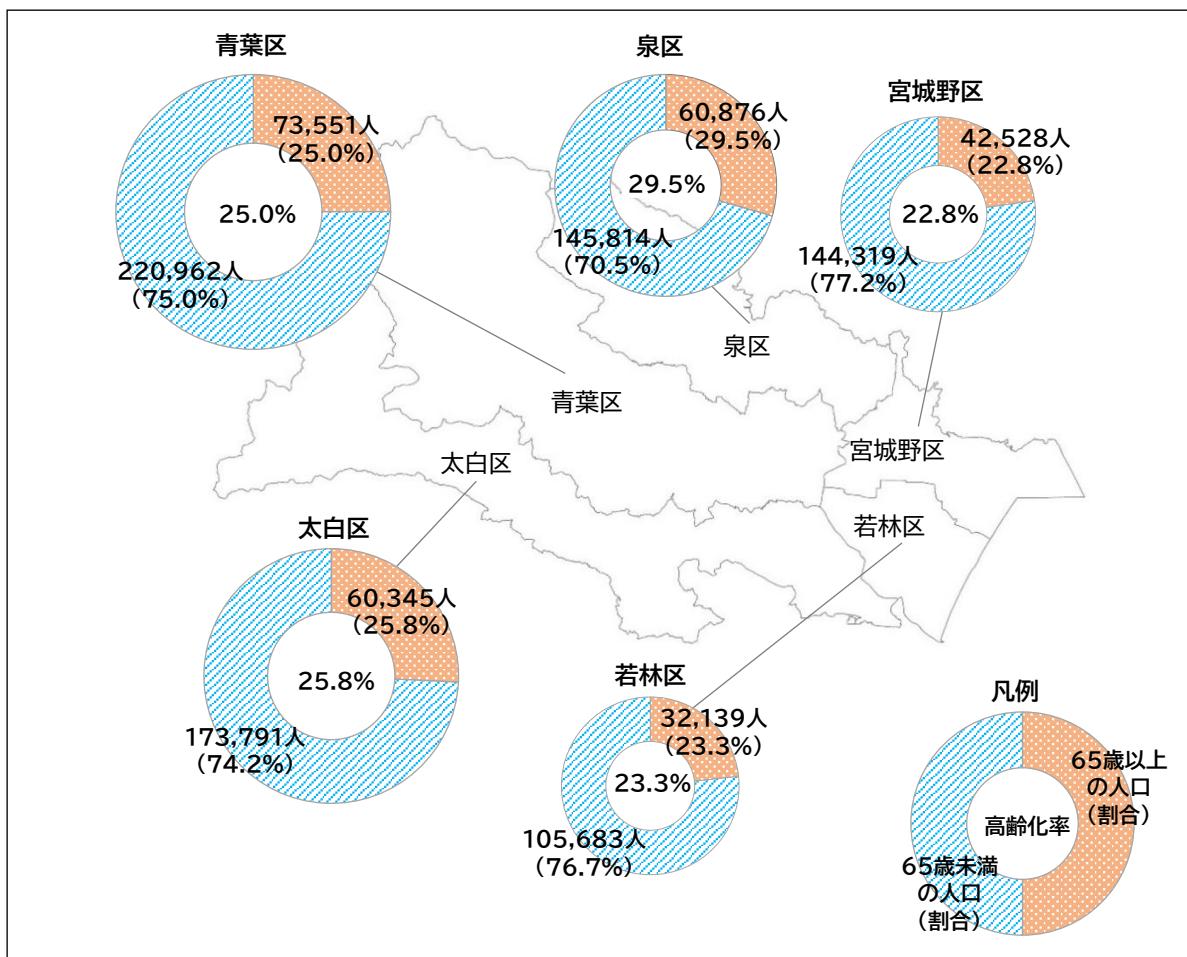
人口減少が最も進む区は、泉区であり、次いで青葉区となります。そして、令和 22(2040)年頃には、全区で減少に転じる見込みです。



出典:仙台市将来人口推計 区別の推計結果
(令和 4 年時点)

区別的人口推移

また、高齢者数(65歳以上の人口)は、青葉区が約7万人で最も多く、高齢化率では泉区が29.5%と最も多い状況です。(本図は、住民基本台帳人口を基に作成しているため、15ページの国勢調査を基にしている将来人口の推移とは乖離が生じます。)

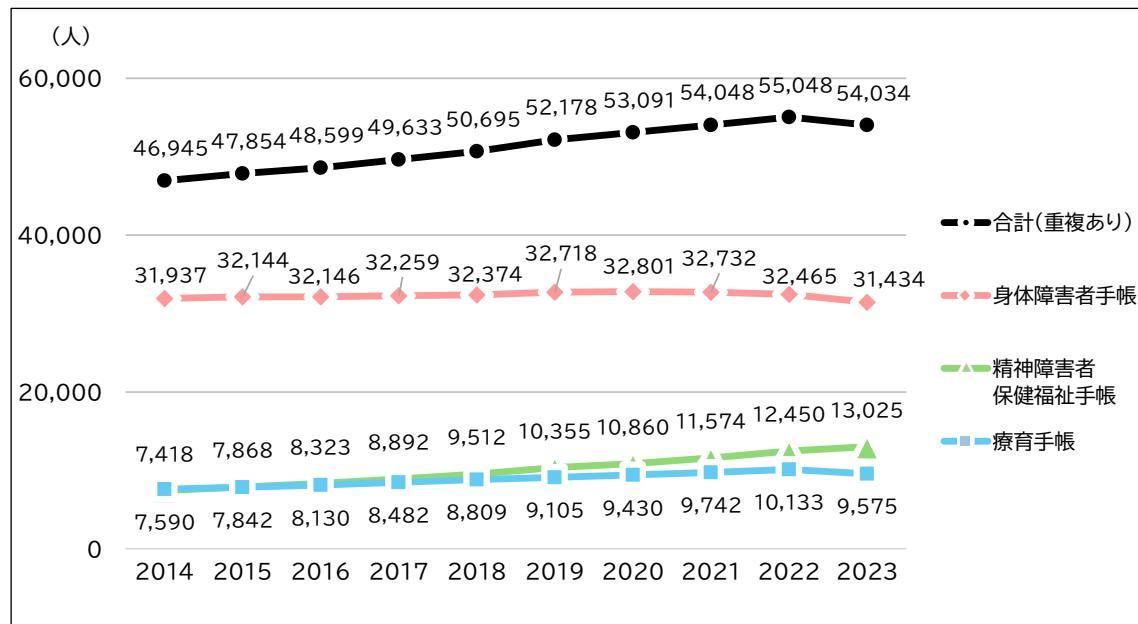


出典:年齢別住民基本台帳人口
(令和7年4月1日現在)

区別の高齢者数と高齢化率(令和7年)

2-3. 障害者の状況

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有する方は増加傾向にあり、令和5(2023)年時点の各手帳保持者の延べ人数は約5万4000人※です。



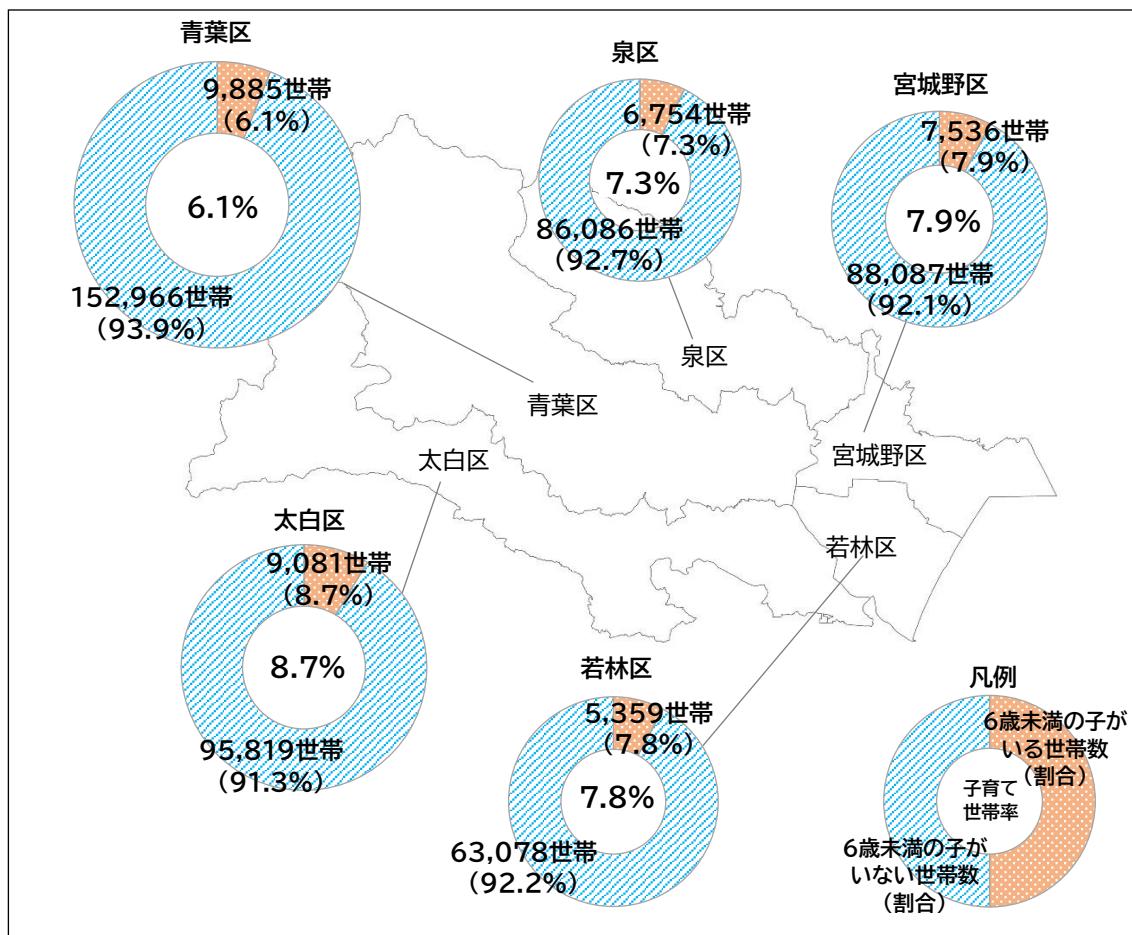
出典:仙台市統計書

障害者手帳保持者数の推移

※令和5(2023)年度に、本市から転出した者や死亡した者で返還手続きがなされていなかつた者について、システム台帳の整理を実施したため、令和4(2024)年度よりも所持者数が減少しています。

2-4. 未就学児がいる子育て世帯(6歳未満の子がいる世帯)の状況

未就学児がいる子育て世帯(6歳未満の子がいる世帯)は青葉区が約1万世帯で最も多く、世帯割合では太白区が8.7%と最も多い状況です。

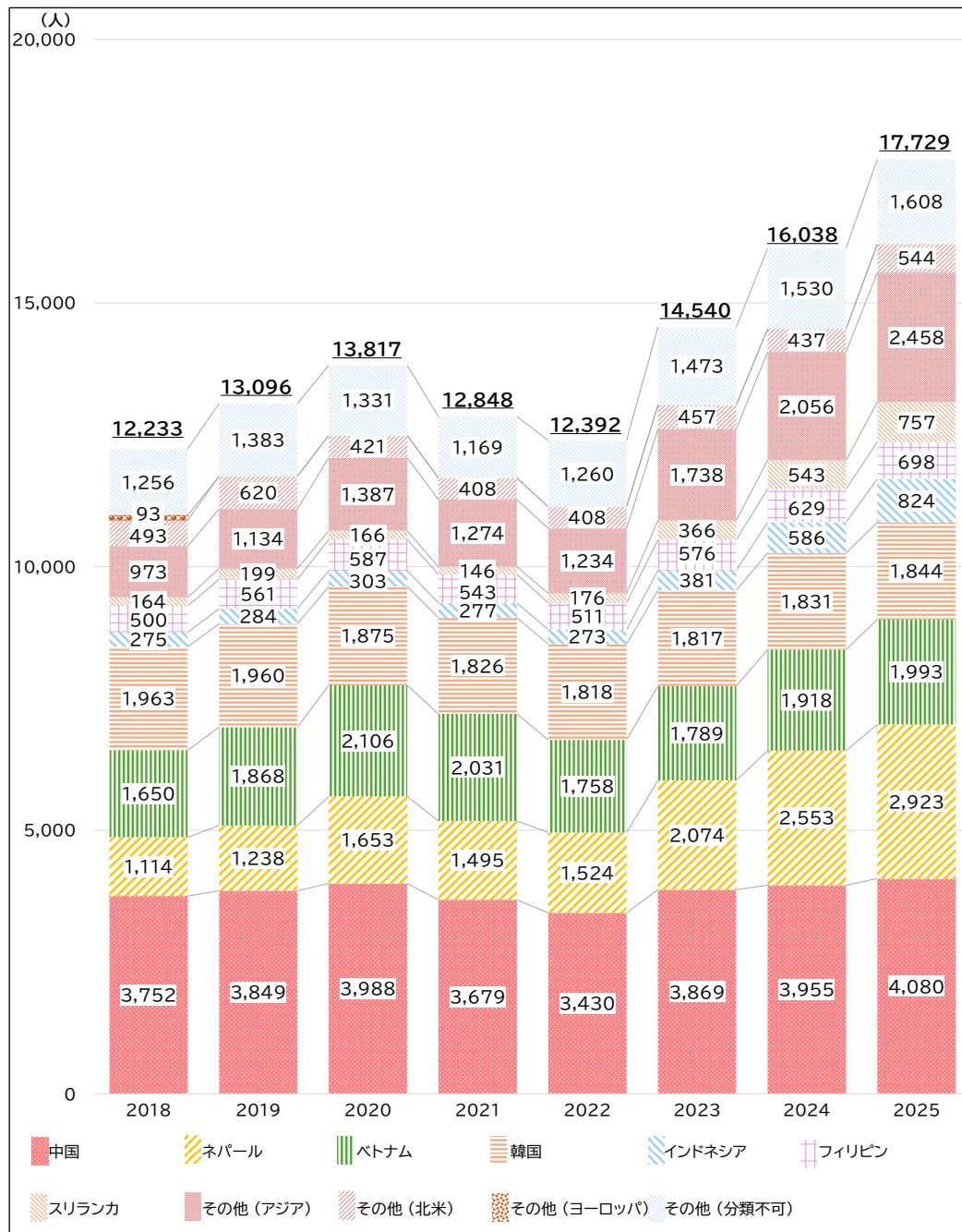


出典:仙台市統計書

未就学児がいる子育て世帯(6歳未満の子がいる世帯)数(令和2年)

2-5. 外国人住民数と国籍

本市の外国人住民数は増加傾向にあり、令和7(2025)年時点で約1万8000人となって います。また、国籍・地域別に見ると、人数が多い順に、中国、ネパール、ベトナム、韓国と続いて おり、これら4か国の合計が全体の60%を占めています。そして、近年ではスリランカやインドネシアなどの国々からの住民も急速に増加しており、国籍・地域の多様化が一層進んでいます。



出典:仙台市の外国人住民数について

国籍・地域別の外国人住民数の推移

3. 仙台市のバリアフリー化の取組みと課題

3-1. 仙台市バリアフリー基本構想における取組み

本市では、バリアフリー基本構想として、市全体の考え方を整理する「全体構想」と、市内4つの地区において地区ごとのバリアフリー化の方向性を位置付けた「地区別構想(都心地区、泉中央地区、長町地区、北仙台地区)」を策定し、これまで継続的に進捗管理を行いながら、面的なバリアフリー化に取り組んできました。

また、具体的な施設の整備については、地区別構想に基づいて各施設管理者が特定事業計画を策定し、計画的に施設や設備のバリアフリー化を進めており、令和7年度末には、各施設管理者の特定事業計画が目標年次を迎えることとなっています。

【全体構想】



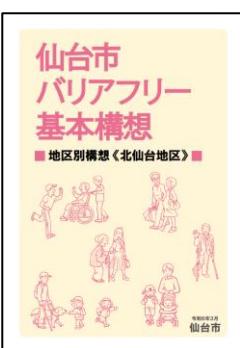
H24年施行
R3年改定



<都心地区>
H24年施行
R3年改定



<泉中央地区>
<長町地区>
H27年施行
R5年改定



<北仙台地区>
H28年施行
R6年改定

	都心地区	泉中央地区	長町地区	北仙台地区
公共交通特定事業計画 (実施主体:仙台市交通局)	○*	○*	○*	○*
公共交通特定事業計画 (実施主体:JR 東日本)	○	—	—	—
道路特定事業計画 (実施主体:仙台市建設局)	○	○	○	○
公園特定事業計画 (実施主体:仙台市建設局)	○	○	○	—
交通安全特定事業計画 (実施主体:宮城県警察)	○	○	○	○

○:特定事業計画を策定, ○*:全市にわたり特定事業計画を策定, -:特定事業計画なし

3-2. 基本構想に基づく各特定事業の進捗

(1)公共交通特定事業【仙台市交通局(実施期間:第3期前期⇒令和3年度～令和7年度)】

安全で安心なバリアフリー空間の整備に向けて、地下鉄及びバスの施設・設備、車両設備等のハード面及びバリアフリーに関する職員教育、啓発活動等のソフト面の両面についてバリアフリー化を実施しました。

●地下鉄事業

No.	整備内容	項目	事業内容	上段:整備済み数/整備予定数 下段:上記の駅名
1	駅施設・設備整備	トイレ	トイレ出入口の段差を解消し、ひろびろトイレを含めた全面的な改修	3駅/3駅(100%) 黒松駅、愛宕橋駅、長町一丁目駅
		エスカレーター	ホーム～コンコース間の階段に下りエスカレーターを設置	5駅/5駅(100%) 八乙女駅、台原駅、五橋駅、愛宕橋駅、河原町駅
		ホーム	ホームに櫛ゴムを設置することにより車両との隙間を縮小	17駅/17駅(100%) 泉中央駅、八乙女駅、黒松駅、旭ヶ丘駅、台原駅、北仙台駅、北四番丁駅、勾当台公園駅、広瀬通駅、仙台駅、五橋駅、愛宕橋駅、河原町駅、長町一丁目駅、長町駅、長町南駅、富沢駅
2	誘導・案内設備整備	触知案内図	出入口・改札口・トイレ出入口付近に触知案内図を設置	1駅/1駅(100%) 愛宕橋駅
		音声案内設備	出入口、トイレ出入口、エレベーター乗降口に音声案内設備を設置	1駅/1駅(100%) 愛宕橋駅
		音響案内設備	触知案内図、改札口に音響案内設備を設置	1駅/1駅(100%) 愛宕橋駅
		エスカレーター進入可否表示	エスカレーターの増設や更新の際に進入の可否を表示するポール式案内装置を設置し、併せて人感センサーを追加	7駅/7駅(100%) 泉中央駅、八乙女駅、台原駅、勾当台公園駅、五橋駅、愛宕橋駅、河原町駅

No.	整備内容	項目	事業内容	上段:整備済み数/整備予定数 下段:上記の駅名
3	車両設備整備	乗降口	聴覚障害者用ドア開閉動作開始ランプの設置	3編成/3編成 (100%)
			ホームと車両乗降口との段差縮小(低床化)※隙間はホームに櫛ゴムを設置することにより縮小	
		車いす・ベビーカースペース	各車両1箇所に車いす・ベビーカースペースを設置	3編成/3編成 (100%)
			低身長者、ベビーカー使用者等の利用も配慮し、車いす・ベビーカースペースに2段横手すりを設置	
		案内・表示	液晶の車内案内表示装置により、次停車駅の扉開方向や運行等に関する異常時の情報提供を行う	3編成/3編成 (100%)

※東西線は平成27年の開業時の関係法令や基準に基づいた施設・車両の整備を実施しているため、第3期前期計画における実績はありません。

実施状況例(整備前後の写真)

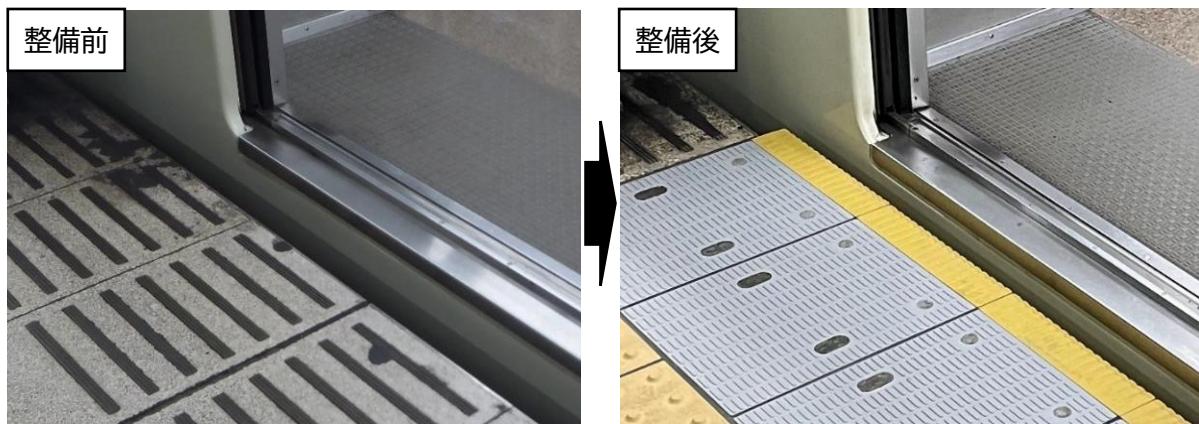
【トイレ出入口の段差の解消、ひろびろトイレを含めた全面的な改修(例:長町一丁目駅)】



【ホーム～コンコース間の階段に下りエスカレーターを設置、進入の可否を表示するポール式案内装置を設置(例:五橋駅)】



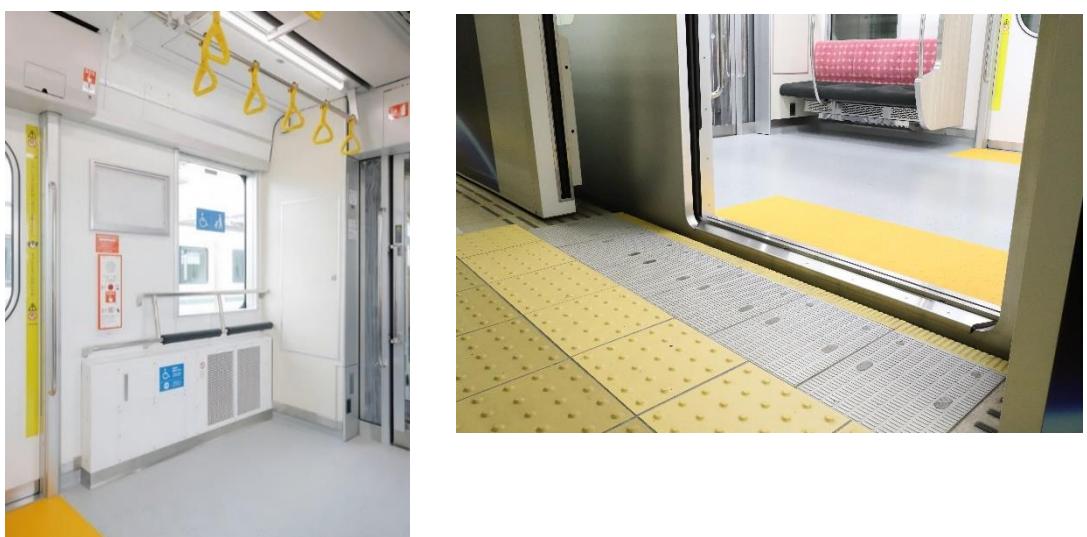
【ホームと車両の隙間縮小(例:長町南駅)】



【音声案内設備、音響案内設備(例:愛宕橋駅)】



【各車両に車いす・ベビーカースペースの設置、ホームと車両乗降口の段差縮小(新型車両の導入)】



●バス事業

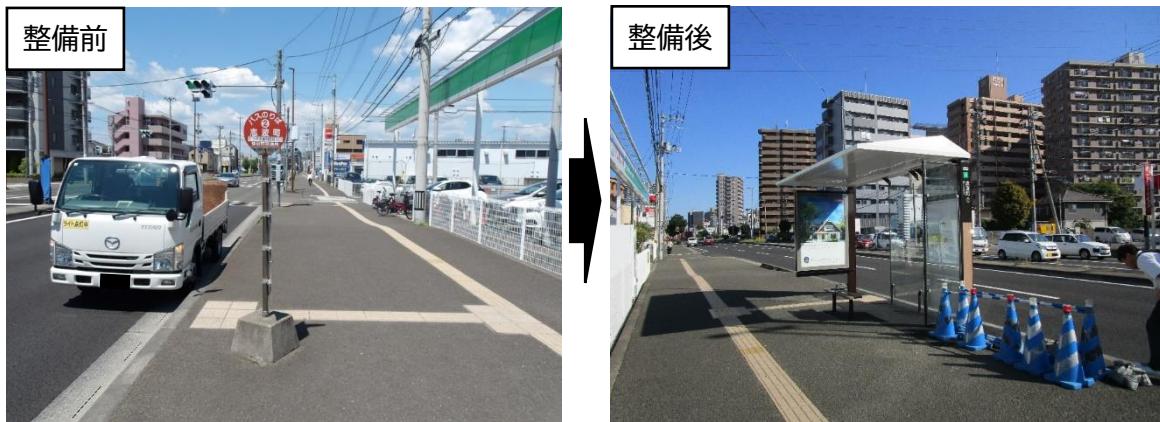
No.	整備内容	項目	事業内容	整備済み数/整備予定数 下段:バス停例(No.4のみ)
4	バス停留所設備整備	バス停留所	乗車人数、夜間の運行便数等を勘案して電照式標識を設置	19箇所/25箇所(76.0%) ※令和6年度末の実績 南中山児童センター前
			乗車人数、歩道の幅等を勘案して上屋・ベンチを設置	40箇所/40箇所(100%) 志波町停留所
5	車両更新・車両設備整備	バス車両	ノンステップバスを導入	90両/90両(100%) ※計画策定時は、125両の導入としていたが、計画変更により、90両の導入台数としている。
		LED 行先表示器	白色LEDを使用し、これまでより明るく遠くからでも見えやすい機器に更新	478両/478両(100%)

実施状況例(整備前後の写真)

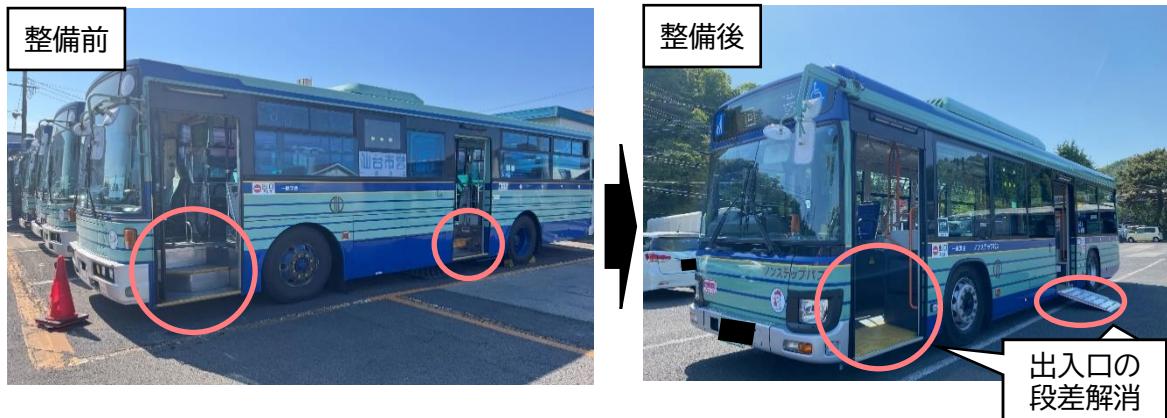
【バス停留所設備整備①(電照式標識の設置例:南中山児童センター)】



【バス停留所設備整備②(上屋・ベンチの設置例:志波町停留所)】



【ノンステップバスの導入】



●心のバリアフリー化推進事業(主な実績)

- ・サービス介助士資格の取得及び更新
- ・交通局職員を対象とした接遇・介助研修や事故防止研修の実施
- ・高齢者や障害のある方と現場職員との意見交換会の実施
- ・障害者の就労体験受け入れ
- ・マナーアップ等の啓発活動
- ・交通バリアフリー教室の開催
- ・ホームページ等による地下鉄・バスのバリアフリー情報の提供

【マナーアップポスターによる啓発】



【交通バリアフリー教室の開催】



(参考)公共交通特定事業(実施期間:第2期⇒平成24年度～令和2年度)

●地下鉄事業(南北線)

No.	整備内容	項目	事業内容	上段:整備済み数/整備予定数
				下段:上記の駅名
1	駅施設・設備整備	階段	段差の明瞭化を全段に拡充	17駅/17駅(100%)
				全駅
		エレベーター	ホーム～コンコース間にエレベーターを増設	1駅/1駅(100%)
				仙台駅
		エスカレーター	増設する出入口にエレベーターを設置	1駅/1駅(100%)
				長町一丁目駅
		エスカレーター	ホーム～コンコース間の階段に下りエスカレーターを設置	10駅/15駅(66.7%)*
				泉中央駅、旭ヶ丘駅、北仙台駅、北四番丁駅、勾当台公園駅、広瀬通駅、仙台駅、長町一丁目駅、長町駅、長町南駅
				1駅/1駅(100%)
				長町一丁目駅
		休憩設備	地上部～コンコース間の階段にエスカレーターを増設	1駅3箇所/1駅3箇所(100%)
				勾当台公園駅
		改札口	ホーム両端の休憩用いすを肘・荷物台付のいすに改良	17駅/17駅(100%)
				全駅
		トイレ	拡幅改札口(自動改札機)を設置	15駅/15駅(100%)
				泉中央駅、八乙女駅、黒松駅、旭ヶ丘駅、台原駅、北仙台駅、北四番丁駅、勾当台公園駅、仙台駅、五橋駅、愛宕橋駅、河原町駅、長町一丁目駅、長町駅、富沢駅
		トイレ	トイレ出入口の段差を解消し、ひろびろトイレを含めた全面的な改修	14駅/17駅(82.4%)*
				泉中央駅、八乙女駅、旭ヶ丘駅、台原駅、北仙台駅、北四番丁駅、勾当台公園駅、広瀬通駅、仙台駅、五橋駅、河原町駅、長町駅、長町南駅、富沢駅
2	誘導・案内設備整備	触知案内図	出入口・改札口・トイレ出入口付近に触知案内図を設置	16駅/17駅(94.1%)*
				泉中央駅、八乙女駅、黒松駅、旭ヶ丘駅、台原駅、北仙台駅、北四番丁駅、勾当台公園駅、広瀬通駅、仙台駅、五橋駅、河

No.	整備内容	項目	事業内容	上段:整備済み数/整備予定数
				下段:上記の駅名
				原町駅、長町一丁目駅、長町駅、長町南駅、富沢駅
	音声案内設備	出入口、トイレ出入口、エレベーター乗降口に音声案内設備を設置		14駅/15駅(93.3%)※ 八乙女駅、黒松駅、旭ヶ丘駅、台原駅、北仙台駅、北四番丁駅、勾当台公園駅、広瀬通駅、仙台駅、五橋駅、河原町駅、長町一丁目駅、長町駅、長町南駅
	音響案内設備	触知案内図、改札口に音響案内設備を設置		14駅/15駅(93.3%)※ 八乙女駅、黒松駅、旭ヶ丘駅、台原駅、北仙台駅、北四番丁駅、勾当台公園駅、広瀬通駅、仙台駅、五橋駅、河原町駅、長町一丁目駅、長町駅、長町南駅
	案内サイン	各駅に識別番号を付番(ナンバリング)し、駅名標や路線図等に表示		17駅/17駅(100%) 全駅
				17駅/17駅(100%) 全駅
	標識	移動円滑化のための主要な設備(エレベーター等)の付近に標識を設置		17駅/17駅(100%) 全駅
	視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックを改修し、拡幅改札口(自動改札機)へ誘導		17駅/17駅(100%) 全駅
	エスカレーター 進入可否表示	エスカレーターの増設や更新の際に進入の可否を表示するポール式案内装置を設置し、併せて人感センサーを追加		16駅/16駅(100%) 泉中央駅、八乙女駅、黒松駅、旭ヶ丘駅、台原駅、北仙台駅、北四番丁駅、勾当台公園駅、広瀬通駅、仙台駅、五橋駅、河原町駅、長町一丁目駅、長町駅、長町南駅、富沢駅
	構内案内図	改札口付近に移動等円滑化の主要な設備の配置及び移動等円滑化された経路を明示した、案内図の設置		16駅/16駅(100%) 泉中央駅、八乙女駅、黒松駅、旭ヶ丘駅、台原駅、北仙台駅、北四番丁駅、勾当台公園駅、広瀬通駅、五橋駅、愛宕橋駅、河原町駅、長町一丁目駅、長町駅、長町南駅、富沢駅

No.	整備内容	項目	事業内容	上段:整備済み数/整備予定数 下段:上記の駅名
		非常警報装置	ホーム～コンコース階段のホーム部及びコンコース出口部の非常誘導灯に、聴覚障害者向け点滅装置を追加	17駅/17駅(100%) 全駅
3	車両設備整備	手すり	ロングシート中間部へ縦手すり1本を設置	10編成/10編成(100%)
		車いすスペース	車いすスペースを設置	2編成/2編成(100%)
			車いすスペースに非常通報器を設置	10編成/10編成(100%)
		案内・表示	車内案内表示装置を設置	2編成/2編成(100%)

※:第3期計画において継続的に実施

●地下鉄事業(東西線)

No.	整備内容	項目	事業内容	上段:整備済み数/整備予定数
				下段:上記の駅名
4	駅施設・設備整備	階段	段差の全段明瞭化	13駅/13駅(100%)
				全駅
		エレベーター	出入口にエレベーターを設置	13駅/13駅(100%)
				全駅
		エスカレーター	「出入口～コンコース間」及び「コンコース～ホーム間」に上り及び下りエスカレーターを設置	13駅/13駅(100%)
				全駅
		休憩設備	ホーム及びコンコースに休憩用いすを設置	13駅/13駅(100%)
				全駅
		改札口	すべての自動改札機を拡幅改札口として設置	13駅/13駅(100%)
				全駅
5	誘導・案内設備整備	触知案内図	出入口・改札口・トイレ出入口付近に触知案内図を設置	13駅/13駅(100%)
				全駅
		音声案内設備	出入口、トイレ出入口、エレベーター乗降口、エスカレーター乗り口に音声案内設備を設置	13駅/13駅(100%)
				全駅
		音響案内設備	触知案内図、改札口に音響案内設備を設置	13駅/13駅(100%)
				全駅
	可変式情報表示装置		改札口、ホームに可変式情報表示装置を設置	13駅/13駅(100%)
				全駅

No.	整備内容	項目	事業内容	上段:整備済み数/整備予定数 下段:上記の駅名
6	車両設備整備	案内サイン	各駅に識別番号を付番(ナンバリング)し、駅名標や路線図等に表示	13駅/13駅(100%) 全駅
			改札口前等の主要なサインの日本語、英語、中国語、韓国語での表記等	13駅/13駅(100%) 全駅
		標識	移動円滑化のための主要な設備(エレベーター等)の付近に標識を設置	13駅/13駅(100%) 全駅
			エスカレーター 進入可否表示	13駅/13駅(100%) 全駅
		乗降口	乗降口端部床面の識別化	60両/60両(100%) 全車両
			聴覚障害者用ドア開閉動作開始ランプの設置	60両/60両(100%) 全車両
		優先席	乗降口の近くに優先席を設置	60両/60両(100%) 全車両
			手すり	ロングシートの中央部などに縦手すりを設置
		車いすスペース	車いすスペースを各車両1ヶ所設置	60両/60両(100%) 全車両
			車いすスペースに2段横手すりを設置	60両/60両(100%) 全車両
			車いすスペースに非常通報器を設置	60両/60両(100%) 全車両
		案内・表示	液晶の車内案内表示装置を設置	60両/60両(100%) 全車両

●バス事業

No.	整備内容	項目	事業内容	上段:整備済み数/整備予定数 下段:バス停例(No.7のみ)
7	バス停留所設備整備		乗車人数、夜間の運行便数等を勘案して電照式標識を設置	50箇所/39箇所(128.2%) 八木山動物公園駅
			乗車人数、歩道の幅等を勘案して上屋・ベンチを設置	74箇所/78箇所(94.9%) ※広告付上屋設置事業者の事業方針等による
				泉館山高校入口(下り)
8	車両更新・車両設備整備	バス車両	ノンステップバスを導入	257両/233両(110.3%)

●心のバリアフリー化推進事業(主な実績)

- ・交通局職員を対象とした接遇・介助研修や事故防止研修の実施
- ・マナーアップ等の啓発活動
- ・バスちかサポーター活動支援の実施
- ・バリアフリーに関する情報サービスの強化
- ・ベビーカーマークの表示及びバス車内へのベビーカー用固定ベルトの設置
- ・高齢者や障害のある方と現場職員との意見交換会の実施
- ・交通バリアフリー教室の開催
- ・ホームページ等によるエレベーター等点検情報の提供

(2)公共交通特定事業【JR 東日本(実施期間:令和2年度～令和3年度)】

仙台駅改札内の新幹線及び他の在来線から仙石線への乗継移動経路にエレベーターを設置し、仙台駅の更なるバリアフリー化を実施しました。

●仙台駅仙石線交通施設バリアフリー化設備整備事業

No.	整備内容	項目	事業内容	上段:整備済み数/整備予定数
1	駅施設・設備整備	エレベーター	仙台駅改札内の新幹線及びその他の在来線から仙石線への乗継移動経路にエレベーターを設置	1基/1基(100%)
		連絡通路	仙台駅改札内の新幹線及びその他の在来線から仙石線への乗継移動経路に連絡通路を設置	1箇所/1箇所(100%)
		視覚障害者用誘導ブロック	整備するエレベーター及び連絡通路内に視覚障害者用誘導ブロックを設置	1箇所/1箇所(100%)
		音声案内装置	整備するエレベーターのロビー及びかご内に音声案内装置を設置	1箇所/1箇所(100%)

【乗継移動経路へのエレベーター・連絡通路の設置(JR 仙台駅仙石線)】



(3)道路特定事業(実施期間:平成27年度～令和7年度)

歩道や上下移動施設、経路における案内標識等の移動円滑化のために必要な施設の設置、歩道拡幅、路面構造の改善等に関する事業を実施しました。

地区名	対象の道路 生活関連経路数	整備計画路線数	整備済路線数
都心地区	53 路線	18 路線	17 路線※
泉中央地区	18 路線	13 路線	13 路線
長町地区	30 路線	18 路線	17 路線※
北仙台地区	12 路線	12 路線	12 路線

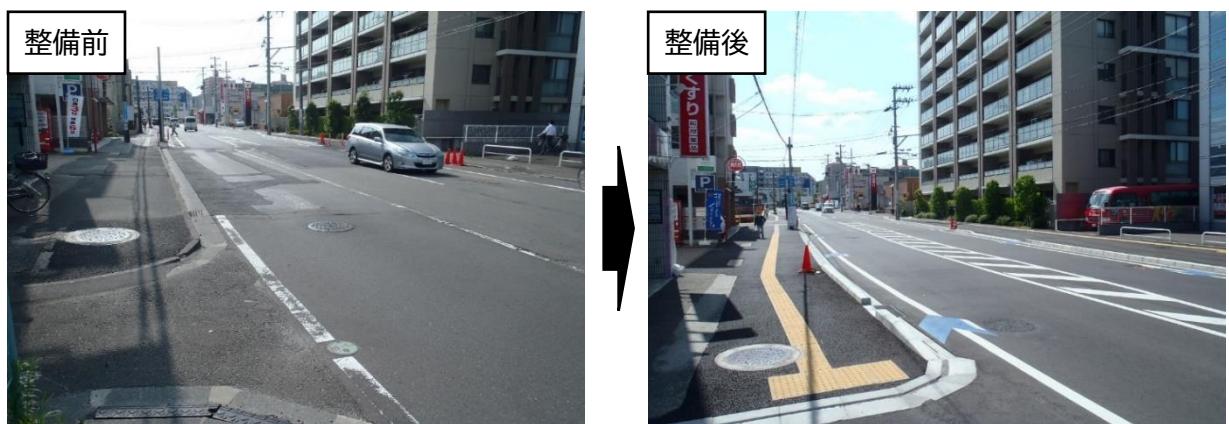
※:未整備路線である、市道 西公園通線(都心地区)及び市道 長町南四丁目1号線(長町地区)の整備については、引き続き整備に向けた取組みを進めています。

実施状況例(整備前後の写真)

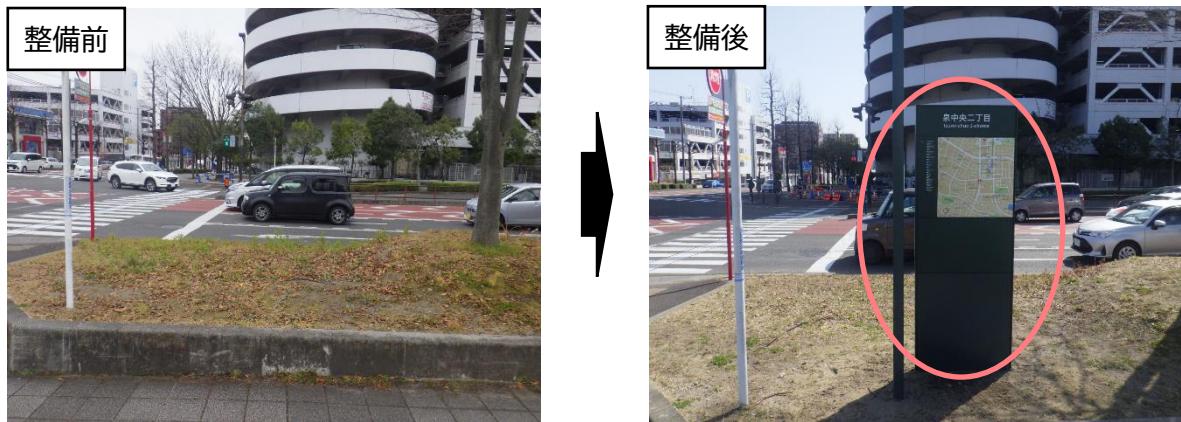
【エレベーターの設置(例:都心地区 仙台駅ペデストリアンデッキ)】



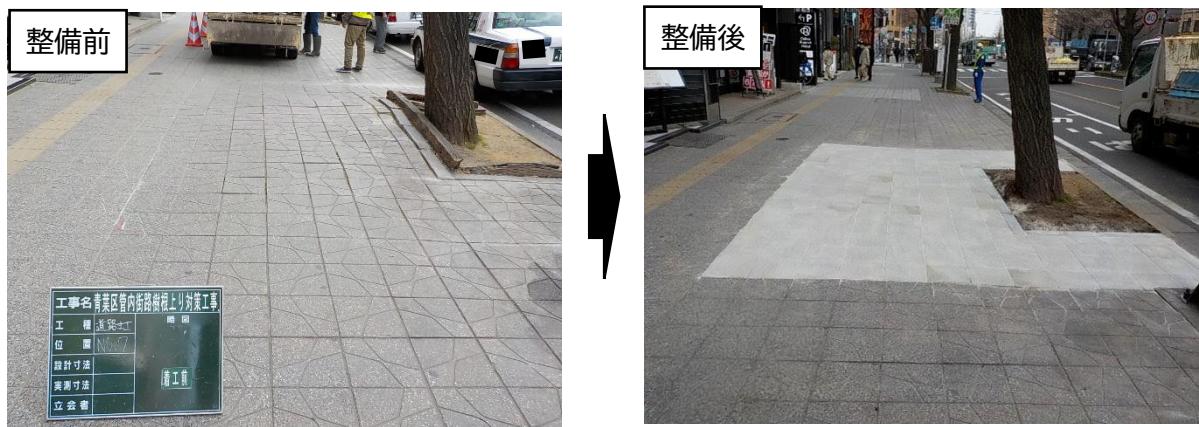
【歩道勾配の改善、誘導ブロックの敷設(例:長町地区 市道 長町3号線)】



【案内標識の設置(例:泉中央地区 市道 泉中央幹線 2号線)】



【根上がり対策(例:都心地区 市道 広瀬通 2号線)】



(4)都市公園特定事業(実施期間:平成26年度～令和7年度)

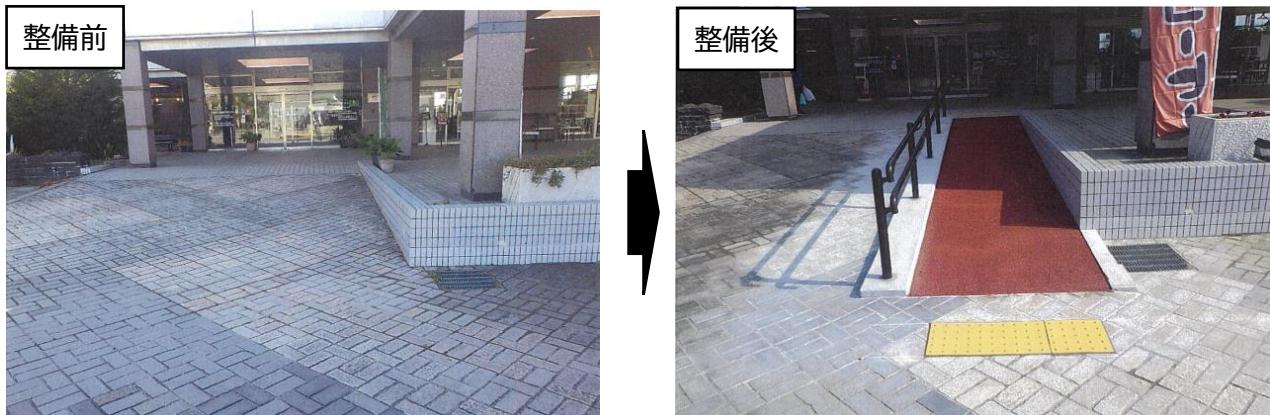
公園内の円滑な移動に必要な施設の設置、園路の新設・拡幅、構造の改善等に関する事業を推進しました。なお、北仙台地区については、特定公園(生活関連施設)がないことから、特定事業計画の策定はしておりません。

地区名	対象の公園 (生活関連施設)	整備計画対象公園	整備状況
都心地区	勾当台公園	対象	整備済*
	錦町公園	対象	整備済
	新伝馬町公園	整備済	—
	元鍛冶丁公園	対象	整備済
泉中央地区	七北田公園	対象	一部未整備
	泉中央公園	対象	一部未整備
長町地区	八本松公園	対象	整備済
	あすと長町中央公園	整備済	—

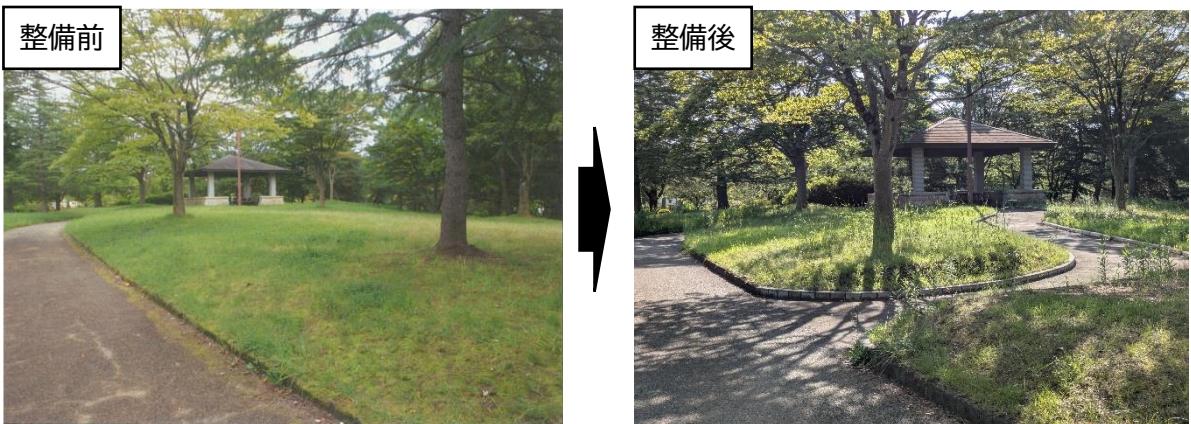
※:勾当台公園については、「勾当台公園再整備事業」による大規模改修によりバリアフリー化を行うことから「整備済」扱いとされています。

実施状況例(整備前後の写真)

【傾斜路・横断勾配の緩斜化、誘導ブロック・手摺りの設置(例:泉中央地区 七北田公園)】



【傾斜路の新設(例:泉中央地区 泉中央公園)】



【トイレの洋式化、段差解消(例:泉中央地区 七北田公園)】



【水飲み場の改修(都心地区 勾当台公園)】



(5)交通安全特定事業(実施期間:平成24年度～令和2年度)

バリアフリー化対策型の交通信号機等の整備やバリアフリー化に対応した適切な交通規制の見直しを進めるとともに、歩行者等の安全確保と生活環境の改善を図るため、歩行者・自転車・自動車等の異種交通の分離等を実施しました。

	事業数	整備済事業数
都心地区	40箇所	40箇所
泉中央地区	38箇所	38箇所
長町地区	47箇所	47箇所
北仙台地区	41箇所	41箇所

実施状況例

【エスコートゾーンの設置、経過時間の表示機能付加、歩行者等支援情報通信システム(PICS)の整備(例:泉中央地区 泉区役所前交差点)】



【道路標識・道路標示の高輝度化(例:長町地区 長町5丁目など)】



3-3. 当事者団体からの意見

本バリアフリーマスターPLANを策定するにあたり、移動等円滑化に関する本市のこれまでの取組みへの評価や今後の課題等について、当事者団体の皆様にヒアリング調査を行いました。いただいた意見のうち、課題や要望について抜粋して整理しました。

(1)ヒアリング調査先

- ①社会福祉法人 仙台市障害者福祉協会
- ②仙台市知的障害者関係団体連絡協議会
- ③特定非営利活動法人 仙台市精神保健福祉団体連絡協議会
- ④仙台市視覚障害者福祉協会
- ⑤仙台市聴覚障害者協会
- ⑥公益社団法人 仙台市老人クラブ連合会
- ⑦仙台市子育てふれあいプラザ「のびすく」で活動する団体

(2)実施時期・調査方法

- ・令和7年7月
- ・ヒアリング調査票への記載、または直接聞き取り

(3)いただいた意見

項目	課題	要望	団体
ハード面	【全体】		
	・生活道路の小さな段差、マンホールと路面の段差、水はけのための急な傾斜などが、つまずきや転倒の原因となる。	・平坦化を進めてほしい。	視
	・景観に配慮した誘導ブロックは、弱視者は識別できない。	・コントラストがはっきりとした色の誘導ブロックを設置してほしい。	視
	・色弱等障害者は黄色以外の識別が難しい場合がある。	・誘導ブロックは黄色で統一してほしい。	障
	・十分な幅員が確保されていない歩道上で自転車と歩行者が混在し、接触の危険性がある。	・自転車走行用のスペースを設けてほしい。	障
	・音響式信号機がない横断歩道や、夜間に信号機の音が止まる横断歩道を渡るとき、青信号の判断ができない。	・音響式信号機の普及と、交差点手前での信号切り替わりを知らせる音響装置の設置してほしい。	視
	・複合商業ビル内に公共施設がある場合、歩道からの誘導ブロックの引き込み線がなく、入口を見つけられない。また、民間のビル施設や店舗の入り口をピンポイントに把握することが難しい。	・建物入り口での音声誘導装置の設置、GPS や AI を活用した誤差のない周辺情報の提供してほしい。	視
	・駐車場内での車両とのベビーカーの乗せ降ろし時に、隣に別の車両が駐車されると、作業ができない。	・ベビーカーの乗せ降ろしが可能なサイズの駐車場を整備してほしい。	子
	【都心地区】		
	・新幹線改札や在来線改札、地下鉄改札、そしてバス乗り場への移動が難しい。	・経路案内をより詳細、かつ音声案内と連動させてほしい。	視
	・地下道では、方向感覚を失いやすい。	・要所での音声案内や、デジタルサイネージとの連携による音声ガイド(スマホアプリ連動など)の導入を検討してほしい。	視
	・商業施設周辺にて、駐車場への車の出入りが多い場所があり危険。	・歩行者と車両の動線を明確に分離し、安全を確保してほしい。	視
	【泉中央地区】		
	・駐車場への車の出入りが多い場所がある。	・歩行者と車両の動線を明確に分離し、安全を確保してほしい。	視

【凡例:団体】 (障)⇒社会福祉法人 仙台市障害者福祉協会、(知)⇒仙台市知的障害者関係団体連絡協議会、(精)⇒特定非営利活動法人 仙台市精神保健福祉団体連絡協議会、(視)⇒仙台市視覚障害者福祉協会、(聴)⇒仙台市聴覚障害者協会、(老)⇒公益社団法人 仙台市老人クラブ連合会、(子)⇒仙台市子育てふれあいプラザ「のびすく」で活動する団体

項目	課題	要望	団体
ハード面	【長町地区】 ・鉄道の駅や商業施設、太白区文化センターなど、再開発エリアと既存の道路が混在しており、歩道の段差や傾斜が存在するため移動が危険。	・誘導ブロックと音声案内を連携させた誘導を強化してほしい。また、段差や傾斜を解消してほしい。	視障聴
	【北仙台地区】 ・改築中の施設の影響で点字ブロックがなくなり、自力で施設まで入れなくなった。	・工事中の箇所を点字ブロックでつなげてほしい。	障
	【重点整備地区以外】 ・観光地を含む郊外部では、車椅子でのアクセスが難しく、移動手段やバリアフリー対応が不十分である。	・年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が安心して移動でき、楽しめる環境を整備してほしい。	障
ソフト面	【全体】 ・地下鉄駅の出入口のエスカレーターで、途中までしか設置されていないものがあり告知が不十分。	・現場での告知を十分してほしい。	老
	・バスの乗降時の負担が大きい。	・ベビーカーの介助を運転手側から積極的にしてほしい。 ・運転手や周囲の乗客から当事者に声掛けや誘導をするよう促す啓発活動をしてほしい。	子視
	・歩道上の草が生い茂っている箇所があり通行しにくい。	・適切な時期に除草をしてほしい。	子
	【都心地区】 ・道路上の障害物が多く、歩行の際に危険である。	・店舗出入口付近での障害物(看板、商品陳列)等をやめてほしい。	視
	【泉中央地区】 ・バスターミナルでの各乗り場や、到着・出発タイミングがわかりづらい。	・アナウンスの明瞭化と、乗車位置の特定を容易にする工夫(床に触覚サインなど)が必要。	視
	【北仙台地区】 ・都心地区に比べて人通りが少ない分、車両の接近に気づきにくい。	・駐車場出入口での注意喚起を強化してほしい。	視

【凡例:団体】
 (障)⇒社会福祉法人 仙台市障害者福祉協会、(知)⇒仙台市知的障害者関係団体連絡協議会、
 (精)⇒特定非営利活動法人 仙台市精神保健福祉団体連絡協議会、(視)⇒仙台市視覚障害者福祉協会、
 (聴)⇒仙台市聴覚障害者協会、(老)⇒公益社団法人 仙台市老人クラブ連合会、
 (子)⇒仙台市子育てふれあいプラザ「のびすく」で活動する団体

項目	課題	要望	団体
ソフト面	【重点整備地区以外】 ・駐停車車両、放置自転車、工事現場の資材、ゴミなどが誘導ブロック上や歩道上に放置されている。	・地域住民への啓発と取り締まりの強化をお願いしたい。特に、見通しの悪いカーブや交差点での安全確保が重要。	視
	・歩道に設置された看板、店舗の張り出し物など、視覚障害者が衝突しやすい障害物がある。	・障害物の移設などを進めてほしい。	視
	・走行中の空車タクシーを見つけるのが困難。	・地域内の主要施設(病院、スーパー等)にタクシー乗り場を明確に表示し、配車アプリの利用促進や音声案内によるサポートを期待したい。	視
	・トイレの案内やバスの行先表示が分かりづらい。	・大きく見やすくし、漢字表記をひらがな表記にするなど見直してほしい。	知
	・地下鉄駅のエレベーターについて、健常者が我先にと乗車し、真に利用したいベビーカー利用者や高齢者、障害者等が2・3回待つようになっている。	・譲り合いの精神や見やすい注意喚起が大切だと感じる。	子

【凡例:団体】 (障)⇒社会福祉法人 仙台市障害者福祉協会、(知)⇒仙台市知的障害者関係団体連絡協議会、
 (精)⇒特定非営利活動法人 仙台市精神保健福祉団体連絡協議会、(視)⇒仙台市視覚障害者福祉協会、
 (聴)⇒仙台市聴覚障害者協会、(老)⇒公益社団法人 仙台市老人クラブ連合会、
 (子)⇒仙台市子育てふれあいプラザ「のびすく」で活動する団体

3-4. 更なるバリアフリー化に向けた課題

バリアフリー基本構想と特定事業計画に基づいて整備を実施することにより、本市のバリアフリー化は着実に進展してきましたが、基本構想策定後の本市の状況の変化や当事者からの意見を踏まえ、今後の更なるバリアフリー化の推進に向けて、本市のこれからのバリアフリー化の課題を次のとおり整理します。

課題①：バリアフリー化の継続的な取組みと関係者との連携

鉄道駅などの旅客施設、車両、道路、公園などのハード面のバリアフリー化は着実に整備されてきましたが、整備完了後も、適切な維持管理と更なる改善を検討するなど、継続的な取組みが必要です。

継続的な取組みにあたっては、整備が完了した生活関連経路について、引き続き関係者が連携して課題や情報を共有できる体制を構築する必要があります。

課題②：ソフト面のバリアフリー化の更なる推進

障害者等への配慮の重要性が増しており、高齢者や障害者等、個々の心身の特性に応じたきめ細かな対応が必要であり、これまでのハード整備に加え、心のバリアフリーの取組み等のソフト面の施策により必要な支援を補完していく必要があります。

また、これまでバリアフリー化してきた施設を有効に活用するため、デジタル技術の活用などにより、必要な情報を収集できる環境を整えていくことを検討していきます。

課題③：優先的にバリアフリー化を進めていく地区の検討

これまでの4つの重点整備地区は一定程度のバリアフリー化が図られていますが、市内にはこの他にも生活関連施設の分布状況やまちづくりの視点から面的にバリアフリー化を推進する必要がある地区があります。対象とする生活関連施設の選定や優先度を踏まえながら、当事者団体や事業者との合意形成のもと、バリアフリー化を進めていく地区の追加や拡大を図る必要があります。

4. バリアフリーマスターplanの基本的な方針

現在のバリアフリー化の状況や課題、本市のまちづくりの方向性等を踏まえ、バリアフリーマスターplanにおける基本理念と基本方針を設定します。

4-1. 基本理念

多彩な市民協働により本市が育んできた「共生のまちづくり」の歴史や都市個性をさらに発展させ、「ちがい」を受け入れ、互いに尊重されるダイバーシティの推進とバリアフリーによる移動等の円滑化を図り、誰もが地域で安心して暮らすことができる共生のまちを創出する。

本市においては、市民による市政への参加による福祉のまちづくりが全国に先駆けて進められる等、さまざまな課題の解決に向かって市民と行政の連携で取り組み、「共生のまちづくり」を進めてきました。

人口減少や少子高齢化等、社会を取り巻く環境が大きく変化する中、年齢や障害の有無、ライフステージなどに関わらず誰もが自立した日常生活、社会生活を送るためには、さまざまな「ちがい」に対し、柔軟で配慮のあるまちづくりを進めていく必要があります。

これまで進めてきたバリアフリー施策をさらに推進することで、誰もが地域で心豊かに安心して快適に暮らすことができる共生社会が実現することを目指します。

4-2. 基本方針

課題の解決に向けて、より効果的にバリアフリー化を進めるために、ハード・ソフトの両方の観点から、バリアフリーマスターplanにおける基本方針を以下のとおり定めます。

ハード：すべての人にとって安心・安全な都市づくり

ユニバーサルデザインの発想を取り入れるなど、快適な歩行環境と公共交通を中心とした利便性の高い都市交通体系に支えられた、すべての人にとって安心・安全な都市の構築を進めます。

ソフト：心のバリアフリーや情報のバリアフリーなどによる市民の支え合い

市民一人ひとりにはさまざまちがいがあることを基本とし、互いを尊重し、ちがいを受け入れ、認め合うための配慮や考え方に対し理解を深めるとともに、市民の支え合いの環境をつくり、バリアフリーに対する意識の向上、モラル・マナーの向上を目指す取組みを進めます。

また、誰もが参加できる社会の実現に向けて、全ての人が移動に関する情報を容易に入手できるよう、情報提供の方法等への配慮等に取組みます。

4-3. 目標年次

令和 17 年度を目標年次とし、バリアフリー法第 24 条の 3 の規定に基づき、5 年後の令和 12 年度を目途に評価を行い、必要に応じて計画の見直しや更新を図ることとします。

5. ハード面のバリアフリー化の推進

高齢者、障害者等が自立した日常生活や社会生活を送るために、日常的に利用する駅や病院、公共施設等の生活関連施設及びそれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路等について、一体的にバリアフリー化が図られていることが大切です。

本市ではこれまで全市的にバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー基本構想において4つの重点整備地区を定め、当該地区では優先的に、面的、一体的なバリアフリー化を推進してきました。特定事業計画が目標年次を迎える等、一定の進捗が図られましたが、今後も引き続き、全市的に生活関連施設をはじめ各種施設の整備に向けて着実な取組みを進める必要があります。

5-1. 移動等円滑化促進地区について

平成30年度のバリアフリー法の改正では、重点整備地区と同様に、生活関連施設が集積し、その間の移動が通常歩行で行われる地区のうち、移動等円滑化の促進を図ることが特に必要でその促進が総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区を、移動等円滑化促進地区として位置付ける規定が設けられました。

基本方針に基づきハード面のバリアフリー化を推進するために、旅客施設を中心として高齢者、障害者等が利用する施設が集まる地区について、当該地区の特性を踏まえながら、市内において特にバリアフリー化を進める必要がある地区として移動等円滑化促進地区を設定し、優先的にバリアフリー化に取り組むこととします。

なお、これまで地区別基本構想で設定した重点整備地区の4地区については、一部未完了の特定事業計画もあることから、引き続き重点整備地区として整備を進めてまいります。地区の区域設定等については、本バリアフリーマスターplanで設定する移動等円滑化促進地区の区域等を踏まえ、見直しなどの対応を今後検討します。

5-2. 移動等円滑化促進地区の設定について

移動等円滑化促進地区の設定にあたっては、バリアフリー法及び国の基本方針に定められた移動等円滑化促進地区の要件から候補となる地区を選定し、これまでの重点整備地区の設定状況や仙台市立地適正化計画に基づく地区の特性、生活関連施設の集積状況等を踏まえてバリアフリー化の優先度を判定し、選定します。

移動等円滑化促進地区の設定フロー

(1)生活関連施設の選定

バリアフリー法の規定等を踏まえ、施設の種別や規模、利用状況を考慮して生活関連施設を選定します。

(2)移動等円滑化促進地区の候補地区の選定

バリアフリー法及び国の基本方針に基づく要件等を踏まえ、移動等円滑化促進地区の候補地区を選定します。

(3)移動等円滑化促進地区の設定

これまでの重点整備地区の設定状況や仙台市立地適正化計画に基づく地区の特性、生活関連施設の集積状況等を踏まえ、候補地区のバリアフリー化の優先度を判定し、本バリアフリーマスターplanにおける移動等円滑化促進地区を定めます。

(4)生活関連経路の考え方の整理

移動等円滑化促進地区において生活関連経路を設定する際の視点を整理します。

(5)移動等円滑化促進地区の区域、生活関連施設、生活関連経路の設定

生活関連施設の立地状況や各地区の地域特性等を踏まえて、移動等円滑化促進地区の区域、生活関連施設、生活関連経路を設定します。

5-3. 生活関連施設の選定

生活関連施設は、高齢者や障害者等を含む多数の人が常に利用する施設のことを指します。本市における生活関連施設の設定にあたっては、バリアフリー法や国の基本方針の規定のほか、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン(国土交通省)」や「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)」を参考に、施設の種別及び規模や利用状況を考慮して次のとおり選定します。

生活関連施設(バリアフリー法第2条第23号イより)

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

1) 旅客施設

本市基準:乗降客数3,000人/日以上の旅客施設(駅)

⇒市内の48駅が該当

(JR駅名と地下鉄駅名が重複する仙台駅、長町駅、北仙台駅はそれぞれ1駅として計上)

2) 旅客施設以外の施設*

本市基準①:高齢者や障害者等が多く利用する用途かつ地域の拠点となる規模の施設

本市基準②:日常的に利用(通勤・通院等)する頻度が高い施設

本市基準③:一般の人が利用する官公庁施設

⇒市内の808施設が該当

*施設数については、令和6年度時点の調査における数値であり、施設種別ごとの基準の詳細は、49~50ページの表「仙台市における生活関連施設の要件」を参照

表:仙台市における生活関連施設の要件

	施設の種別	本市における生活関連施設		(参考)法令による基準	
		本市の生活関連施設の要件	市内施設数(R6時点)	法・政令による施設分類	法令の要件
1	旅客施設	乗降客数 3千人/日以上	48 施設	特定旅客施設 (旅客施設)	乗降客数 5千人以上 (基本方針では3千人以上)
2	道路	生活関連経路	—	特定道路	生活関連経路
3	公園施設	近隣公園 地区公園 総合公園 運動公園 特殊公園のうち 不特定多数の利用が見込まれる公園	近隣:59 施設 地区:10 施設 総合:5 施設 運動:1 施設 その他:7 施設	特定公園施設	都市公園法第2条 第2項に規定する公園施設のうち、高齢者や障害者等の円滑な移動・利用上の利便性及び安全性を確保するために移動等円滑化の必要性が高い施設
4	建築物				特定特別建築物
4-1	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校で公立のもの、または特別支援学校	特別支援学校 (視覚・聴覚・養護等)	11 施設	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校で公立のもの、または特別支援学校	2,000 m ² 以上
4-2	病院または診療所	病院(病床 20 床以上)	56 施設	病院または診療所	2,000 m ² 以上
4-3	劇場、観覧場、映画館または演芸場	公共施設:全て 民間施設: 2,000 m ² 以上	2 施設	劇場、観覧場、映画館または演芸場	2,000 m ² 以上
4-4	集会場または公会堂	公共施設:全て 民間施設: 2,000 m ² 以上	22 施設	集会場または公会堂	2,000 m ² 以上
4-5	展示場	公共施設:全て 民間施設: 2,000 m ² 以上	7 施設	展示場	2,000 m ² 以上
4-6	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	民間施設: 2,000 m ² 以上	151 施設	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	2,000 m ² 以上
4-7	ホテルまたは旅館	民間施設: 2,000 m ² 以上	92 施設	ホテルまたは旅館	2,000 m ² 以上
4-8	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	窓口のある施設	44 施設	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	2,000 m ² 以上
4-9	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)	拠点施設	0 施設	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)	2,000 m ² 以上
4-10	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	拠点施設	90 施設	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2,000 m ² 以上

	施設の種別	本市における生活関連施設		(参考)法令による基準	
		本市の生活関連施設の要件	市内施設数(R6時点)	法・政令による施設分類	法令の要件
4-11	体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場	公共施設:全て民間施設:2,000 m ² 以上	56 施設	体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場	2,000 m ² 以上
4-12	博物館、美術館または図書館	公共施設:全て民間施設:2,000 m ² 以上	42 施設	博物館、美術館または図書館	2,000 m ² 以上
4-13	公衆浴場	民間施設:2,000 m ² 以上	0 施設	公衆浴場	2,000 m ² 以上
4-14	飲食店	民間施設:2,000 m ² 以上	0 施設	飲食店	2,000 m ² 以上
4-15	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	民間施設:2,000 m ² 以上	12 施設	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	2,000 m ² 以上
4-16	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合いの用に供するもの	拠点施設	12 施設	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合いの用に供するもの	2,000 m ² 以上
4-17	自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	500m ² 以上	117 施設	自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	2,000 m ² 以上
4-18	公衆便所	50 m ² 以上	0 施設	公衆便所	50 m ² 以上
4-19	公共用歩廊	全て	8 施設	公共用歩廊	2,000 m ² 以上
5	その他上記施設(1~4)に分類されない施設	—	4 施設	—	—

【参考】バリアフリー法によるバリアフリー化の義務付けのある施設

バリアフリー法では、バリアフリーマスターPLANの有無に関わらず、以下の施設については、新設時等にバリアフリー基準への適合が義務付けられています。

施設	概要	法
旅客施設及び車両	相当数の利用者数がある(見込まれる)旅客施設 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業に供する車両、自動車等	第8条
特定道路	生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者や障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路(国土交通大臣が指定)	第10条
特定路外駐車場	500 m ² 以上の駐車区画かつ料金を徴収し、建築物や建築敷地に設けられる駐車場以外の駐車場	第11条
特定公園施設	生活関連施設として位置付けられた都市公園	第13条
特別特定建築物	特定建築物のうち、不特定多数の者が利用し、または主に高齢者、障害者等が利用し、政令で定めるもの。	第14条
特定建築物	多数の者が利用する政令で定める建築物	第16条

5-3. 移動等円滑化促進地区の選定

(1) 移動等円滑化促進地区の設定の要件と流れ

バリアフリー法や国の基本方針における移動等円滑化促進地区の要件を踏まえ、本バリアフリーマスターplanにおける移動等円滑化促進地区の要件を次のとおり定めます。

表：移動等円滑化促進地区の要件

【要件①】

バリアフリー法における 移動等円滑化促進地区の要件	本バリアフリーマスターplanにおける 移動等円滑化促進地区の要件
当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区 (バリアフリー法第2条第23号ハより)	仙台市立地適正化計画の「都市機能誘導区域」に含まれる鉄道駅及び将来的に周辺部への公共施設等の集積が見込まれる鉄道駅を中心とする地区
基本方針、ガイドラインの補足 「都市機能」とは、高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能等があげられ、地区におけるバリアフリー化の促進が、都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区	補足 ・バリアフリーマスターplanは、都市計画、都市計画マスターplan、地域交通計画との調和が保たれる必要があります。(バリアフリー法第24条の2第5項) ・都市再生特別措置法第81条に定める「立地適正化計画」(公共交通による利便性が高い区域に居住機能や都市機能を誘導するエリアを設定して、緩やかにこれらの機能を誘導することにより、公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりに向けた取組みを推進しようとする計画)は、都市計画マスターplanの一部とみなすことから、立地適正化計画による都市機能誘導区域に含まれる地区とします。 ・本市では、鉄道を基軸とした公共交通中心の機能集約型の都市づくりを推進していることから、鉄道駅を中心とした地区とします。

【要件②】

バリアフリー法における 移動等円滑化促進地区の要件	本バリアフリーマスターplanにおける 移動等円滑化促進地区の要件
生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区 (バリアフリー法第2条第23号イより)	駅を中心とした半径 500m 圏内に概ね3以上の生活関連施設を含み、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われている地区
基本方針、ガイドラインの補足	補足
原則として生活関連施設が概ね3以上あり、それら生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区	<ul style="list-style-type: none"> 本市では、鉄道を基軸とした公共交通中心の機能集約型の都市づくりを推進していることから、鉄道駅を中心とした地区とします。 原則として生活関連施設が概ね3以上ある地区とします。 生活関連施設の間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区とします。 高齢者等をターゲットとした計画であることから、徒歩圏内を 500m と設定します。【参考:「都市構造の評価に関するハンドブック(平成26年8月 国土交通省都市局都市計画課)」における「高齢者徒歩圏】】

【要件③】

バリアフリー法における 移動等円滑化促進地区の要件	本バリアフリーマスターplanにおける 移動等円滑化促進地区の要件
生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること (バリアフリー法第2条第23号ロより)	地区内の生活関連施設の数や、未整備経路の数、地区の特性などからバリアフリー化の促進が特に必要と認められる地区
基本方針、ガイドラインの補足	補足
高齢者、障害者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況や、これらの将来の方向性の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化の促進が特に必要な地区	生活関連施設や未整備経路の数、地区特性を踏まえ、移動等円滑化を図ることが、要件①の総合的な都市機能の増進を図ることに繋がる地区を優先的に選定します。

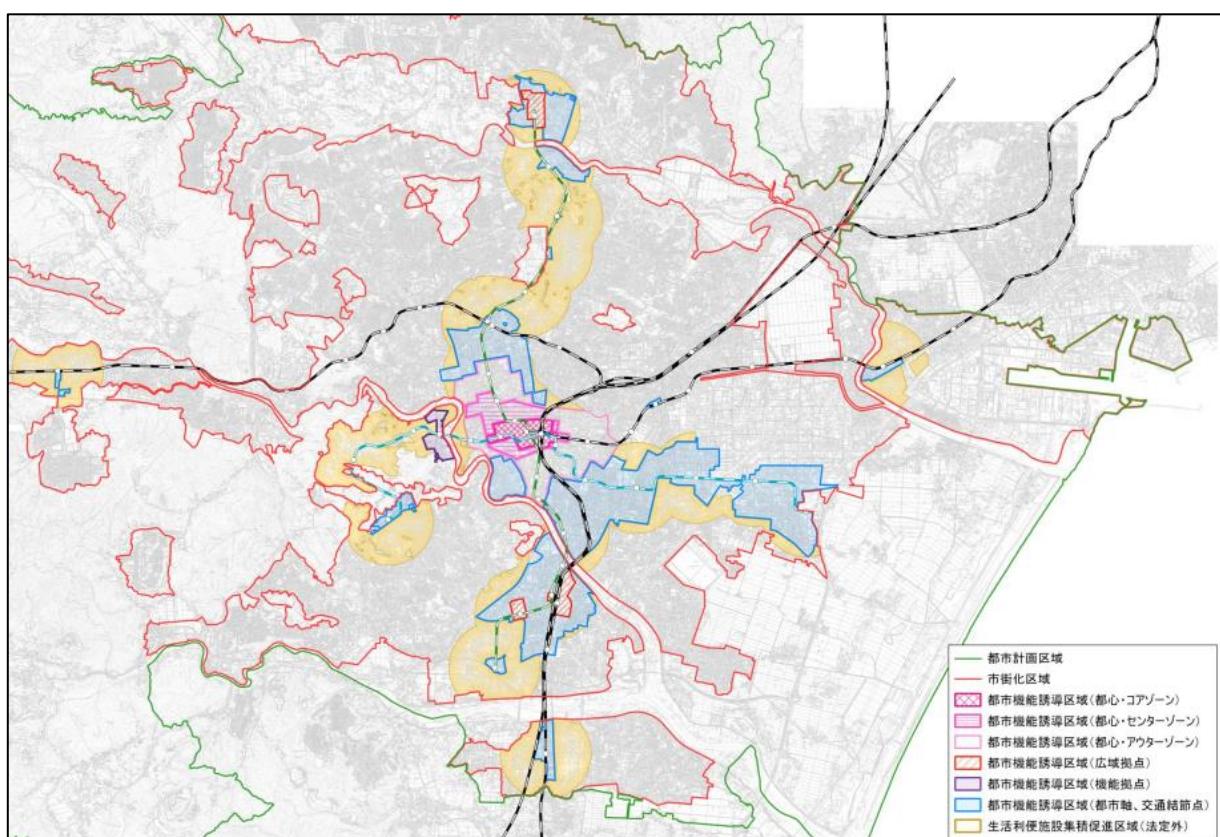
【参考】地区設定における「仙台市立地適正化計画」との連携(要件①の補足)

本市では、平成 11(1999)年に都市計画マスター プランを策定して以降、鉄道を基軸とした機能集約型の都市づくりを着実に進めてきました。

その後、国では、平成 26(2014)年に、急速な人口減少と高齢化を背景とした都市機能の誘導を図ることを目的に改正都市再生特別措置法が施行され、「立地適正化計画」が制度化されました。本市においても、上位計画である「仙台市基本計画」に即し、「都市計画マスター プラン」や「都市交通プラン」などとの整合を図りながら、令和5年(2023 年)に都市構造や土地利用の考え方をより具体化した「仙台市立地適正化計画」を策定しました。当計画では、都市機能の誘導や本市の都市構造、土地利用の考え方をより具体化し、市民が持続可能で安全・安心に暮らすことができる都市の実現を目指しています。

「仙台市立地適正化計画」においては、行政機能、福祉機能、子育て機能、商業機能、医療機能、金融機能、文化・教育機能などを共同の福祉又は利便性の向上のために必要な施設として定め、都心や拠点、都市軸等に集積すべき施設として定めています。それら施設は、本計画で設定する生活関連施設と共に通する施設が多く含まれているため、その施設間のバリアフリー化を目指すことは、それらのサービスの効率的な提供に繋がり、移動等円滑化促進地区の要件①とも整合が図られることとなります。

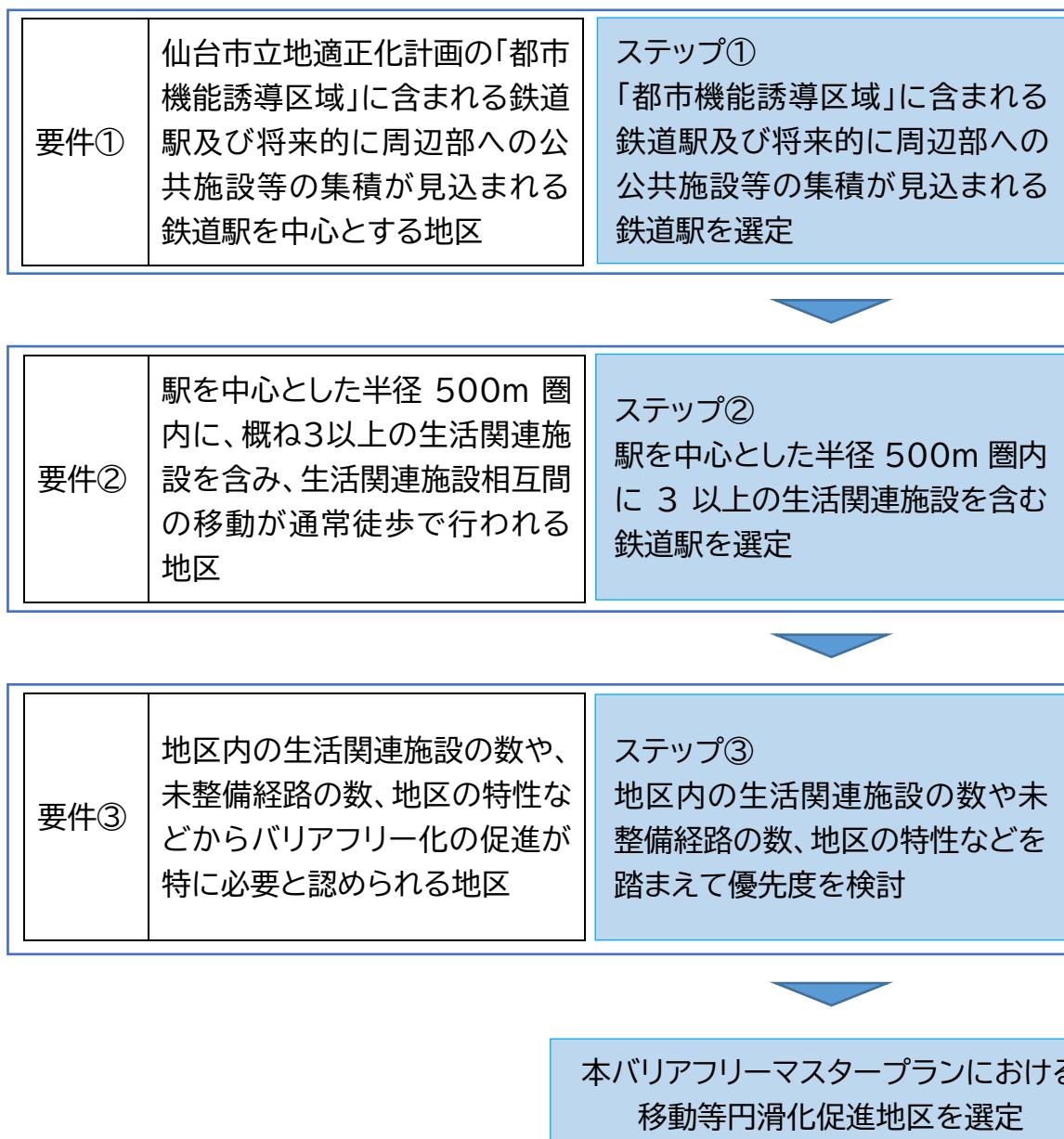
以上より、「仙台市立地適正化計画」における都市機能誘導区域であることを本バリアフリー マスター プランにおける移動等円滑化促進地区の要件の1つとしました。



本市の都市機能誘導区域等(仙台市立地適正化計画より抜粋)

本バリアフリーマスターplanにおける移動等円滑化促進地区の設定にあたっては、バリアフリー法の設定要件等を踏まえて複数の候補地区を抽出し、各地区におけるバリアフリー化の必要性等の観点から優先度を検討し、移動等円滑化促進地区を選定します。その後、選定された各地区の範囲を設定します。

移動等円滑化促進地区の設定の要件と選定の流れを以下のとおり示します。



(2) 移動等円滑化促進地区の候補地区の抽出

ステップ①、ステップ②による選定結果は次のとおりです。

作業内容	結果
<p>ステップ①</p> <p>仙台市立地適正化計画で設定している「都市機能誘導区域」に含まれる鉄道駅及び将来的に周辺部への公共施設等の集積が見込まれる鉄道駅を選定</p>	<p>■市内全駅 53 駅→34 駅</p> <p>■都市機能誘導区域に含まれる鉄道駅 仙台、長町、太子堂、南仙台、北仙台、愛子、あおば通、榴ヶ岡、陸前原ノ町、陸前高砂、泉中央、八乙女、黒松、旭ヶ丘、北四番丁、勾当台公園、広瀬通、五橋、愛宕橋、河原町、長町一丁目、長町南、富沢、八木山動物公園、国際センター、大町西公園、青葉通一番町、宮城野通、連坊、薬師堂、卸町、六丁の目、荒井</p> <p>■将来的に周辺部への公共施設等の集積が見込まれる鉄道駅 宮城野原 (宮城県民会館・宮城県民間非営利活動プラザ複合施設、宮城県広域防災拠点の整備計画を考慮)</p> <p>※除外19駅 東仙台、岩切、東照宮、北山、東北福祉大、国見、葛岡、陸前落合、陸前白沢、熊ヶ根、作並、奥新川、苦竹、小鶴新田、福田町、中野栄、台原、青葉山、川内</p>
<p>ステップ②</p> <p>駅を中心とした半径500m円圏内において、3以上の生活関連施設を含む鉄道駅を選定</p>	<p>■34 駅→31 駅</p> <p>■半径 500m圏内に生活関連施設を 3 以上含む駅 仙台、長町、太子堂、南仙台、北仙台、愛子、あおば通、榴ヶ岡、宮城野原、陸前原ノ町、陸前高砂、泉中央、黒松、旭ヶ丘、北四番丁、勾当台公園、広瀬通、五橋、愛宕橋、長町一丁目、長町南、富沢、八木山動物公園、国際センター、大町西公園、青葉通一番町、宮城野通、薬師堂、卸町、六丁の目、荒井</p> <p>※除外3駅 八乙女、河原町、連坊</p>

(3) 移動等円滑化促進地区の選定

候補となる全ての駅の周辺地区を移動等円滑化促進地区に位置付けることが望ましいものの、将来的に具体的な事業計画であるバリアフリー基本構想(重点整備地区)への移行に繋げることを考慮し、移動等円滑化促進地区を選定する必要があります。

これまで整備した重点整備地区の4地区は、今後もバリアフリー機能を維持していくために、生活関連施設の立地状況などを継続して確認していく必要があることから、移動等円滑化促進地区として設定することとします。

重点整備地区以外に位置する候補地区については、各地区の特性を踏まえてバリアフリー化の優先度を検討し、移動等円滑化促進地区として設定する地区を選定します。

作業内容	結果
ステップ③ 地区内の生活関連施設の数や未整備経路の数、地区の特性などを踏まえて優先度を検討	<ul style="list-style-type: none">■ 31駅→15駅■ 重点整備地区に位置する鉄道駅<ul style="list-style-type: none">・都心地区(9駅) 仙台、あおば通、北四番丁、勾当台公園、広瀬通、五橋、大町西公園、青葉通一番町、宮城野通・泉中央地区(1駅) 泉中央・長町地区(3駅) 長町一丁目、長町、長町南・北仙台地区(1駅) 北仙台■ バリアフリー化の優先度の高い鉄道駅<ul style="list-style-type: none">・国際センター駅周辺地区(1駅) 国際センター※除外16駅 太子堂、南仙台、愛子、榴ヶ岡、宮城野原、陸前原ノ町、陸前高砂、黒松、旭ヶ丘、愛宕橋、富沢、八木山動物公園、薬師堂、卸町、六丁の目、荒井

また、これまでの重点整備地区以外に位置する候補地区(17 駅の周辺地区)に関する評価は下記のとおりです。

※JR 東日本鉄道駅の乗降客数については、JR 東日本で公表している駅別乗車人員(1日平均)を2倍した数値としている。

※仙台市地下鉄駅の乗降客数については、仙台市交通局で公表している駅別乗車人員(1日平均)を2倍した数値としている。

No.	駅名	乗降客数 (人/日)	生活関連施設数 (公:公的施設) (民:民間施設)	評価
1	太子堂	8,236 人/日	4 施設 (公:1、民:3)	土地区画整理事業等により、現況の基準に合致した面的なハード整備が完了している。
2	南仙台	19,036 人/日	3施設 (公:1、民:2)	乗降客数も他の駅より多く、生活関連施設も3以上あるものの、施設の利用者が限定的であることや用地取得等も含むハード対策の事業化は現実的ではない。
3	愛子	8,376 人/日	8 施設 (公:7、民:1)	生活関連施設は多いものの、経路のハード整備は完了している。
4	榴ヶ岡	6,518 人/日	10 施設 (公:4、民:6)	生活関連施設も多く立地するものの、経路のハード整備が完了していることや一部改修で経路のバリアフリー化が図られると考えられる。
5	宮城野原	5,570 人/日	8 施設 (公:8、民:0)	宮城県民会館や広域防災拠点(都市公園)整備など将来プロジェクトも計画されているため、優先順位は他の駅と比較し高いものの、駅から宮城県民会館までの経路自体は、整備済みであることや広域防災拠点整備の具体的な計画が示されていないことから、最も高いとは言い難い。
6	陸前原ノ町	7,932 人/日	8 施設 (公:8、民:0)	生活関連施設も多く立地するものの、概ね経路のハード整備が完了しており、一部改修で経路のバリアフリー化が図られると考えられる。

No.	駅名	乗降客数 (人/日)	生活関連施設数 (公:公的施設) (民:民間施設)	評価
7	陸前高砂	10,142 人/日	3施設 (公:1、民:2)	乗降客数は比較的多く、生活関連施設も3以上あるものの、経路のハード整備は一部の改修等で対応可能と考えられる。
8	黒松	8,404 人/日	5 施設 (公:4、民:1)	経路のうち一部急勾配箇所があるが、地形上、大規模な改善は現実的ではない。
9	旭ヶ丘	13,374 人/日	6施設 (公:5、民:1)	乗降客数及び生活関連施設は比較的多いものの、経路のハード整備は完了している。
10	愛宕橋	5,068 人/日	5 施設 (公:5、民:0)	生活関連施設も3以上あるものの、経路のハード整備は完了している。
11	富沢	16,026 人/日	6施設 (公:5、民:1)	乗降客数及び生活関連施設は多いものの、経路のハード整備は完了している。
12	八木山 動物公園	10,832 人/日	6施設 (公:5、民:1)	駅から八木山ベニーランドまでの経路は一部急勾配箇所があるが、地形上、大規模な改善は現実的ではない。
13	国際 センター	7,314 人/日	9 施設 (公:9、民:0)	文教施設等が多く立地するものの、経路のハード整備が完了していないことや今後のまちづくりの方向性として、交流人口の拡大を図ることを目指すため、施設整備等のまちづくりと一体となった効果的なバリアフリー化が必要であると考えられる。
14	薬師堂	11,434 人/日	3施設 (公:3、民:0)	乗降客数は比較的多く、生活関連施設も3以上あるものの、経路のハード整備は完了している。
15	卸町	11,092 人/日	6施設 (公:2、民:4)	乗降客数は比較的多く、生活関連施設も3以上あるものの、経路のハード整備は完了している。
16	六丁の目	8,238 人/日	4 施設 (公:1、民:3)	経路のハード整備は一部の改修等で対応可能と考えられる。

No.	駅名	乗降客数 (人/日)	生活関連施設数 (公:公的施設) (民:民間施設)	評価
17	荒井	7,202 人/日	5 施設 (公:3、民:2)	駅南側は土地区画整理事業により現況の基準に合致した面的なハード整備が完了している。駅北側では新市街地の形成に向けた支援等も行っていくことから、現時点で地区として重点的なバリアフリー整備の必要性は低い。

5-4. 移動等円滑化促進地区的区域

重点整備地区 4 地区の区域を踏まえ、次のとおり移動等円滑化促進地区的区域を設定します。

①これまでの重点整備地区

鉄道駅利用者数が多いうえ、生活関連施設が特に多く立地し、これまで重点整備地区としてバリアフリー化を進めてきたことから、「都心地区」「泉中央地区」「長町地区」「北仙台地区」の4地区として移動等円滑化促進地区に設定します。

基本構想において重点整備地区を設定した時期から時間が経過し、生活関連施設の立地状況の変化や新たな施設整備計画等があることから、重点整備地区から区域を一部変更します。

②国際センター駅周辺地区

歴史、文化、学術、自然等の資源が集積し、今後、音楽ホール・震災メモリアル拠点複合施設や大手門の復元など、本市の主要なプロジェクトが進行していることから、「国際センター駅周辺地区」として移動等円滑化促進地区に設定します。

既存及び整備計画のある施設も含め、生活関連施設が 9 施設と多く、歩行空間の整備や回遊性向上に向けた取組みが各種計画において位置づけられている地区であり、当該地区を移動等円滑化促進地区に選定し、バリアフリー化を促進することはエリア価値向上及び本市の持続的な発展を支える取組みに繋がることが期待されます。

5-5. 生活関連経路の考え方

生活関連施設のみバリアフリー化が図られていても、施設間の移動に障害があつては、移動等円滑化が図られているとは言えません。

そこで、移動等円滑化促進地区内の高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設とこれら施設を結ぶ徒歩経路について、下記視点を考慮して生活関連経路として定めます。

なお、生活関連経路の位置付けのない経路については、その他の事業を活用して各基準の中で対応可能な項目の適合を図るなど、可能な限りバリアフリー化を推進するよう努めるものとします。

視点①:より多くの人が利用する経路を選定する

生活関連施設に訪れる人の利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路を選定します。

視点②:生活関連施設相互のネットワークを確保するよう経路を選定する

移動等円滑化促進地区内のネットワークが構成されるように、旅客施設とそれ以外の生活関連施設との経路のほか、旅客施設以外の生活関連施設相互を接続する経路を選定します。

なお、生活関連施設同士を接続する全ての経路を選定するものではなく、施設間の主要な経路のみを選定する場合もありますが、一つの生活関連施設に対して複数のアクセスが確保されるよう努めます。

視点③:特定道路への指定(基本構想の策定)を見越して経路を選定する

バリアフリーマスタートップランにおける移動等円滑化促進地区内の生活関連経路は、地区の状況に応じて設定することが可能ですが、基本構想における重点整備地区内の生活関連経路は、特定道路として指定され、具体的なバリアフリー化の内容の検討、整備することとなるため、バリアフリーマスタートップランを策定する段階から、将来的に特定道路に指定されることも視野に入れて設定する必要があります。

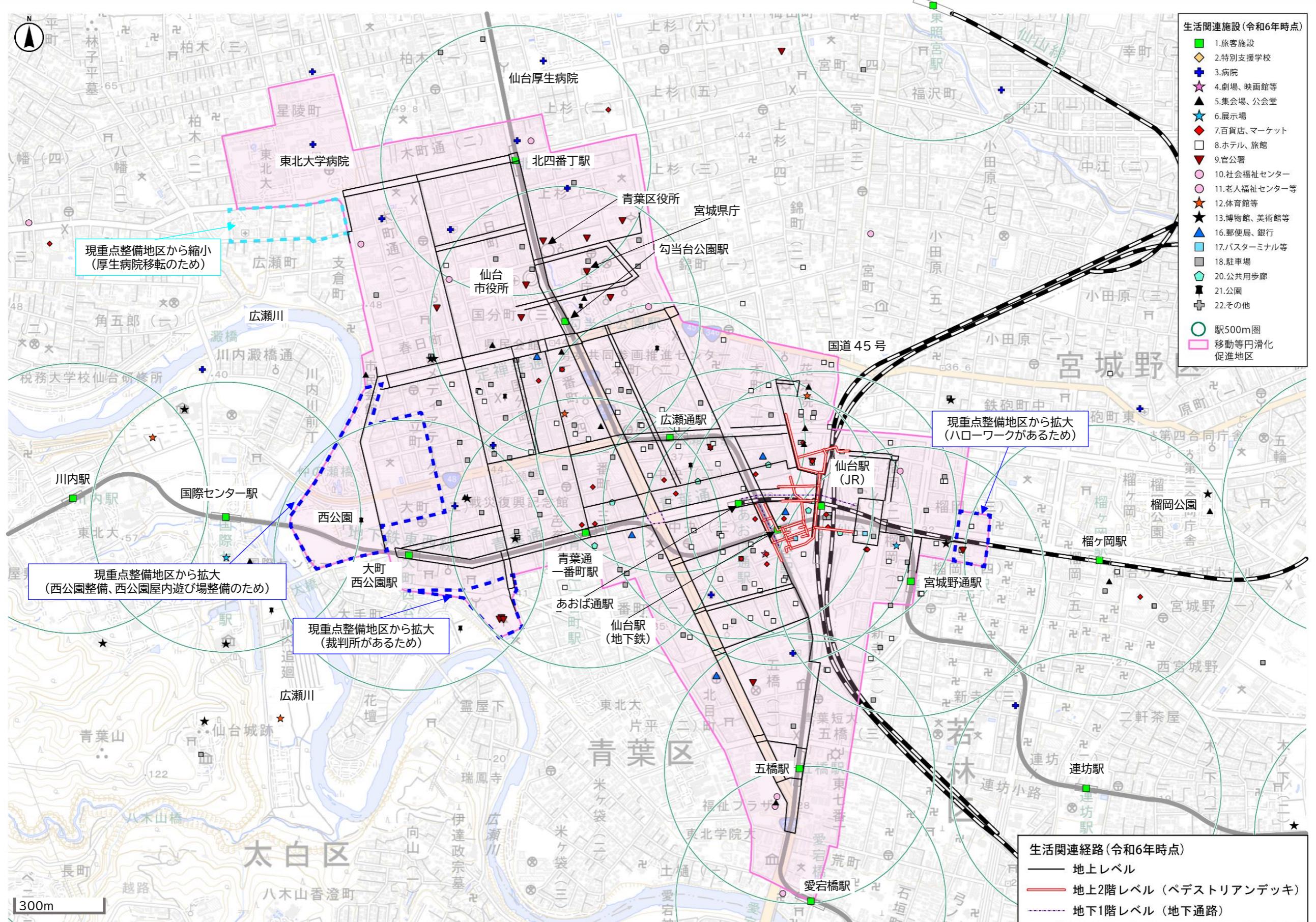
そのため、地形や土地利用の状況を考慮し、安全な経路として整備することが可能か、または、整備にあたって多額の事業費や長期の整備期間を要しないかなどの視点も考慮して経路を選定します。

5-6. 移動等円滑化促進地区、生活関連施設の分布及び生活関連経路のとりまとめ

移動等円滑化促進地区の区域、生活関連施設及び生活関連経路を次のとおり設定します。

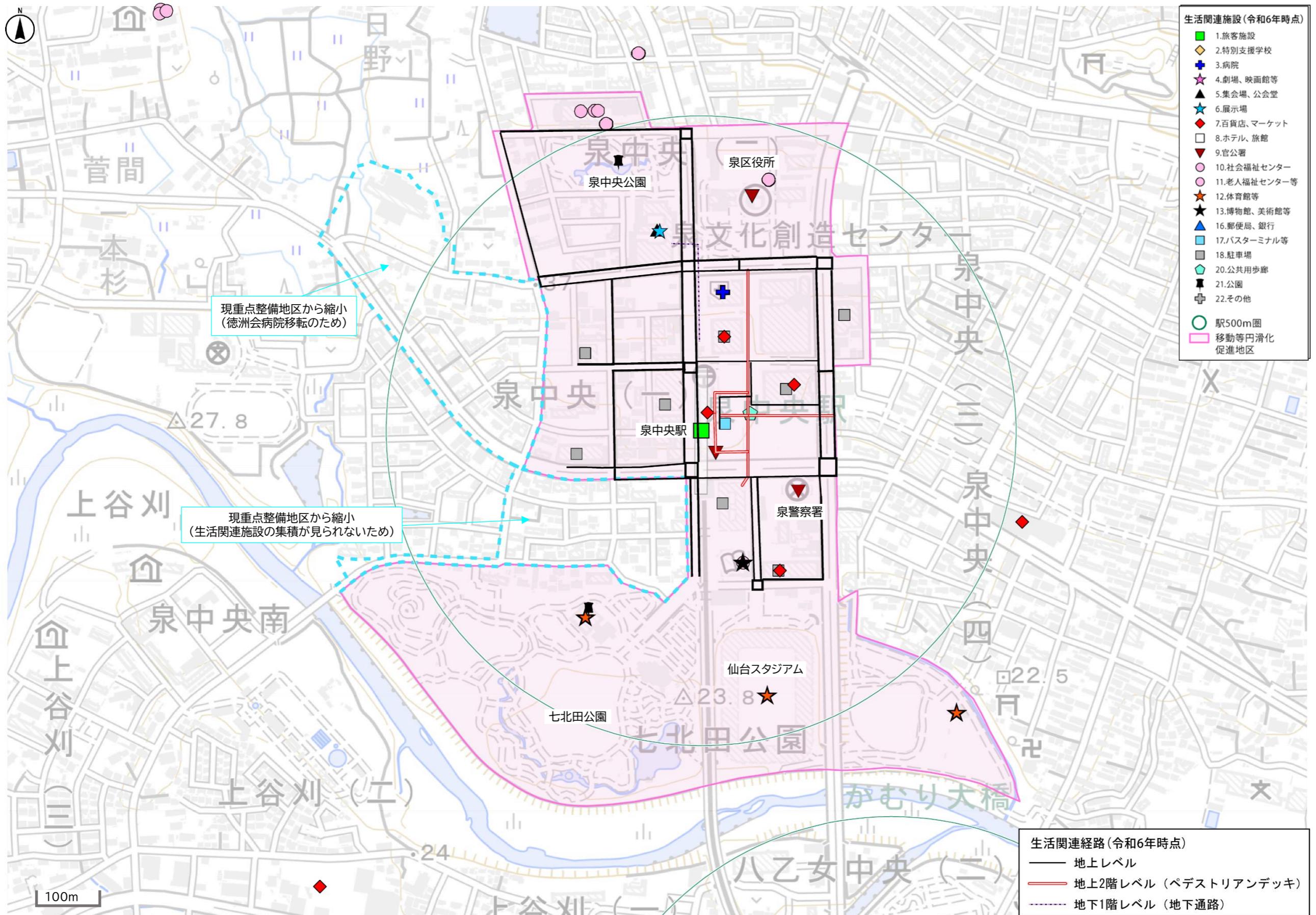
地区名	これまでの重点整備地区	面積	地区設定や重点整備地区からの区域変更の理由
都心地区 (64 ページ)	○	357.5ha	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内遊び場の整備が検討されている西公園や裁判所を区域に追加するとともに、病院の移転に伴い一部区域を縮小する。 ・区域の見直しに伴い、一部、生活関連経路を見直す。
泉中央地区 (65 ページ)	○	60.5ha	<ul style="list-style-type: none"> ・生活関連施設の集積が見られない箇所があるため、一部区域を縮小する。 ・病院の移転に伴い一部区域を縮小する。 ・区域の見直しに伴い、一部、生活関連経路を見直す。
長町地区 (66 ページ)	○	150.4ha	<ul style="list-style-type: none"> ・生活関連施設の集積が見られない箇所があるため、一部区域を縮小する。 ・生活関連経路の変更は行わない。
北仙台地区 (67 ページ)	○	61.7ha	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の立地状況等に大きな変化が見られないことから、区域及び生活関連経路の変更は行わない。
国際センター駅周辺地区 (68 ページ)	—	29.3ha	<ul style="list-style-type: none"> ・青葉山公園、仙台市博物館、国際センター、複合施設(音楽ホール・震災メモリアル館)、宮城県美術館などの公共施設を包含する区域を設定する。 ・各施設を結ぶ経路を生活関連経路として設定する。地形上、道路のバリアフリー化が困難な箇所は、沿線施設の敷地内の公共的通路を生活関連経路として設定する。

移動等円滑化促進地区（都心地区）

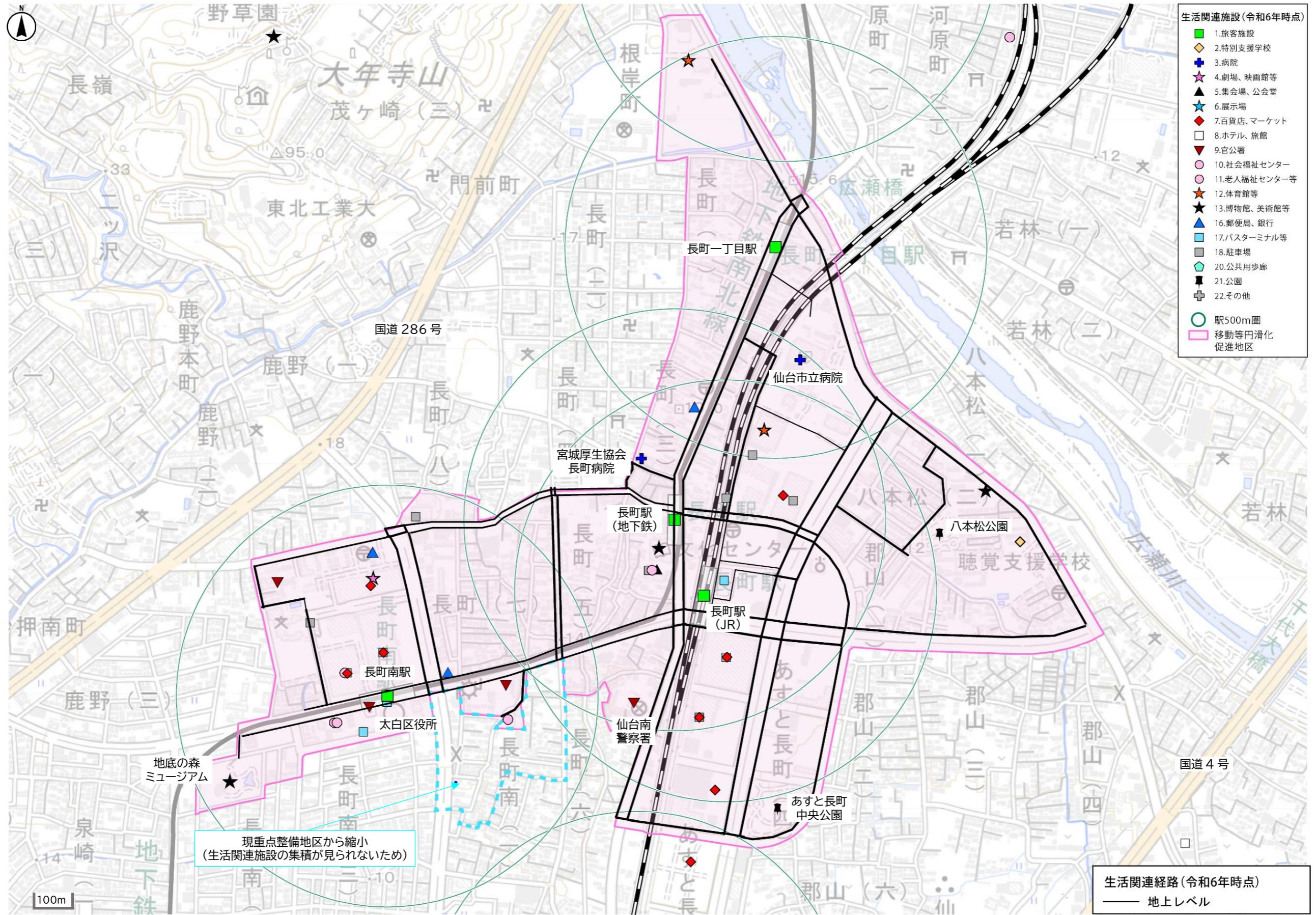


出典: 国土地理院 WEB サイト(地理院タイルに生活関連施設位置を追記して掲載)

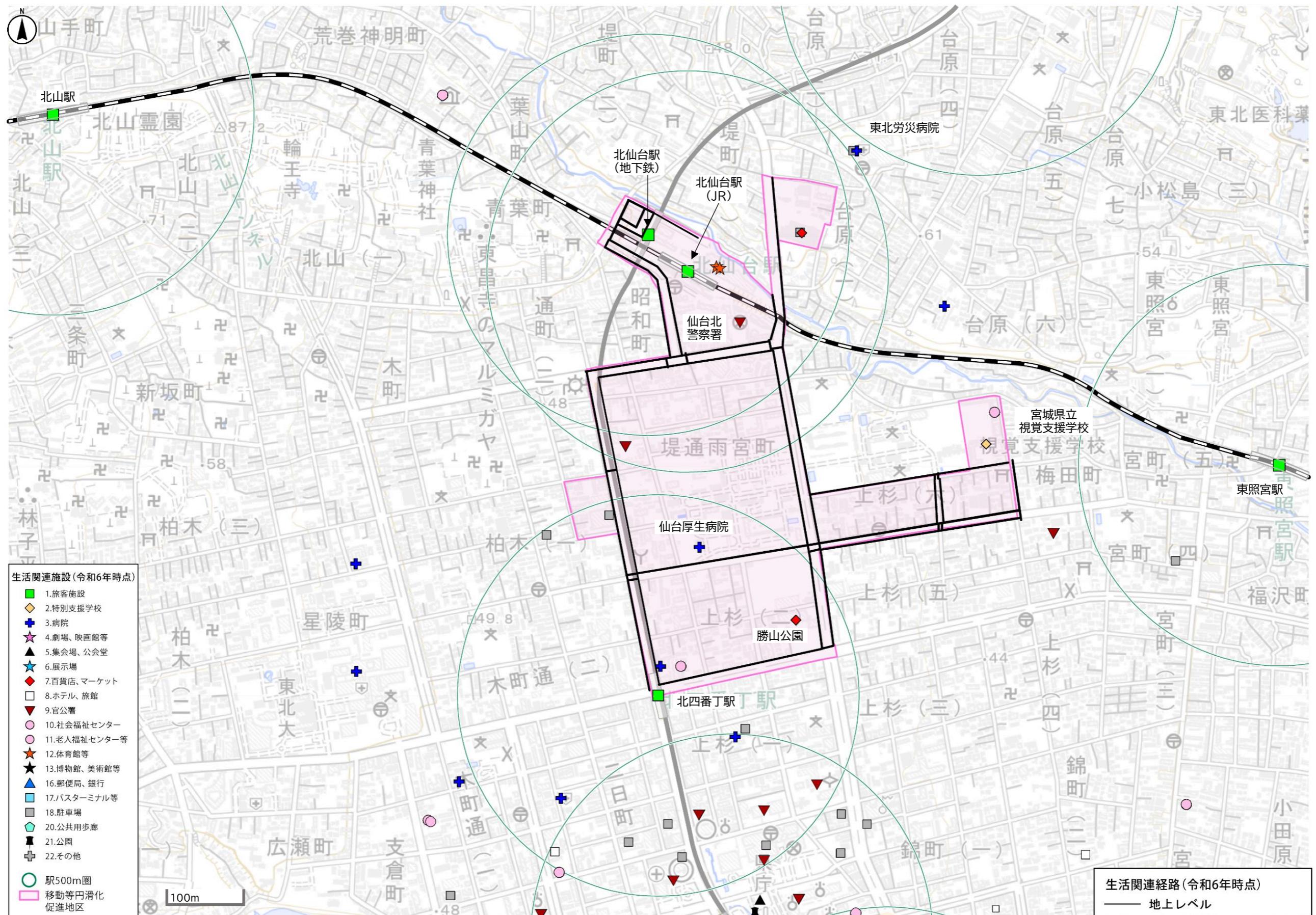
移動等円滑化促進地区（泉中央地区）



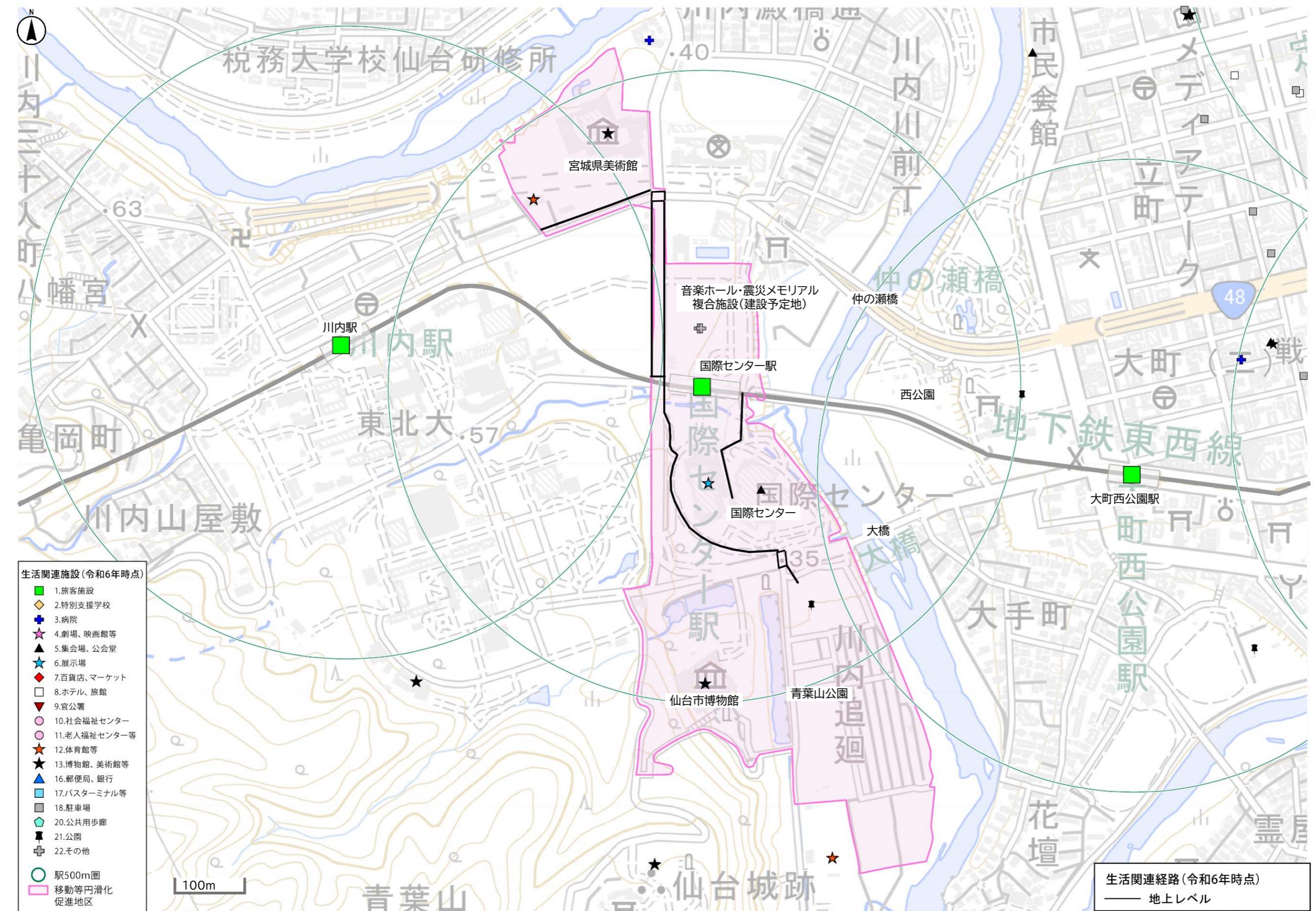
移動等円滑化促進地区（長町地区）



移動等円滑化促進地区（北仙台地区）



移動等円滑化促進地区（国際センター駅周辺地区）



5-7. 施設間の連携(行為の届出制度)

バリアフリーマスターplan制度では、移動等円滑化促進地区において、旅客施設や道路の改良等のうち、公共交通事業者や道路管理者が接続部等、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合に、事前の届出義務を課しています。

公共交通事業者又は道路管理者は、移動等円滑化促進地区における旅客施設の建設・改良、道路の新設・改良等であって、移動等円滑化に支障を及ぼす開発行為、建築行為等を行う場合、当該行為に着手する30日前までに市町村に届け出ることが義務付けられています。

市は、届出のあった行為がバリアフリー化に支障を及ぼすものと認めるときには、行為の変更等の必要な措置を要請できるとされています。

交通事業者や道路管理者等が委員となっている仙台市バリアフリー推進協議会の場などを活用して今後の改良予定などを定期的に確認し、実際に事業が予定されている場合には、本市と調整の上、届出を行うものとします。

なお、届出制度の対象とする具体的な箇所は、別途指定します。

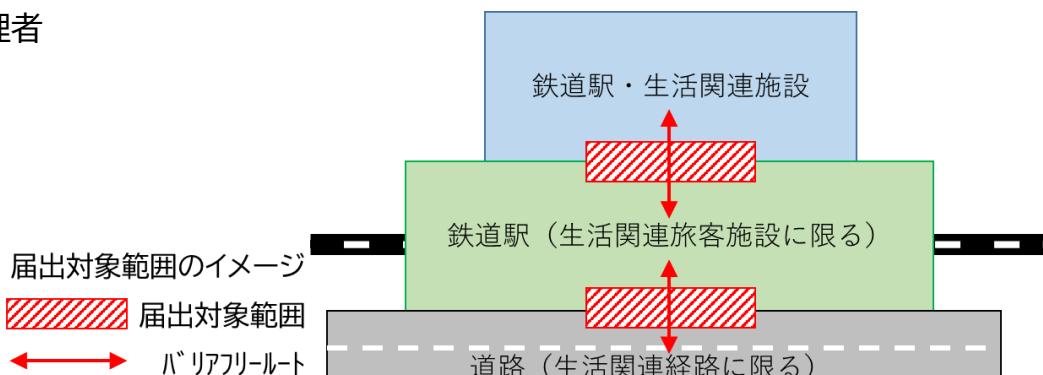
【届出対象箇所及び行為】

下記対象施設のうち、施設設置管理者が異なる施設間の接続部とします。

対象施設	対象箇所	対象行為
生活関連施設である 旅客施設 (生活関連旅客施設)	・他の生活関連旅客施設との間の出入口 ・生活関連経路を構成する道路法による道 路又は市町村が指定する一般交通用施設と の間の出入口 ・バリアフリールートの出入口	出入口の新設、構 造、配置の変更
生活関連経路である 道路	・生活関連旅客施設の出入口 ・市が指定する生活関連経路を構成する一 般交通用施設	新設、改築、修繕

【想定される事業者】

- ・JR 東日本
- ・仙台市交通局(地下鉄駅)
- ・仙台市道路管理者



6. ソフト面のバリアフリー化の推進

6-1. ソフト面のバリアフリー化の推進

誰もが安心して暮らすことができるまちの実現のためには、施設の整備(ハード)だけではなく、一人ひとりがもつ「ちがい」を認め、受け入れ、行動につなげるソフト面と一体となった総合的な取組みが不可欠です。

高齢者や障害者等に対する偏見や無理解など、心の中にある見えない壁(バリア)をなくし、誰もが互いのことを理解しあい、共に支えあうといった、「心のバリアフリー」を実現するための取組みを進めていく必要があります。

また、外出先などで安全・安心に移動等が行われ、当事者の方の心身的な負担を和らげる、「情報のバリアフリー」にも取り組む必要があります。

移動におけるバリア(障壁)と考えられるもの

物理的なバリア

通行を妨げる障害物、車いすの乗降口や出入口の段差など



点字ブロック間に
おける段差



出入口の段差

心のバリア

心ない言葉や視線、差別や偏見、無関心、障害のある人を受け入れないことなど



誘導ブロック上に
駐車された自動車

情報のバリア

タッチパネルのみの操作、音声のみによる案内、分かりにくい案内や難しい言葉など



音声案内等が無い
バス停

6-2. ソフト面のバリアフリー化の推進

「心のバリアフリー」とは、偏見や無理解などの「心のバリア」を取り除くことです。すなわち、誰もが互いのことを理解し合い、共に支え合うことであり、物理的なバリアフリーの不完全さを補い、また、バリアフリー施設を有効に機能させる手段であるため、すべての人の快適な移動にとって欠かせないものです。

【「心のバリアフリー」を実現するためのポイント】

- ①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは、社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ②障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とのコミュニケーションをとる力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画より

(1) 現状と課題

当事者団体に対するヒアリング調査において、高齢者・障害者支援として望むことに、「障害に対する理解を深めてもらうための啓発を行って欲しい」という意見がありました。また、心のバリアフリーに関する取組み状況についても、多くの団体が多様な障害特性に応じた配慮を求めていることから、現状では、無意識の偏見や、周囲の協力および理解の不足があるといった課題が浮き上がっています。

(2) 心のバリアフリーに関する役割及び取組の方向性

国の基本方針においては、「心のバリアフリー」の取組みの推進にあたっての関係者の基本的な役割が定められています。「国」や「仙台市」が行うバリアフリーに関する広報活動や、「施設設置管理者」が行うマナー啓発活動等に市民が積極的に目を向け、また、各種教室・講座等に参加することにより、「心のバリアフリー」への「理解」を深め、「配慮」し、「実践」できるまちを創出します。

さらなる移動等円滑化促進に向けて、「理解を深める」「配慮する」「行動につなげる」の3つの視点から、「心のバリアフリー」への取組みを進めることにより、市民の意識を高め、理解を広げていきます。

①理解を深める

「障害の社会モデル」の考え方に基づき、障害等を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供など、「心のバリアフリー」をすべての市民が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な配慮や行動につなげていくための啓発や教育活動を行います。

②配慮する

バリアフリー化された設備や施設の機能が十分に発揮されるためには、その維持管理や人的対応、接遇を適切に実施することが重要です。エレベーターやトイレ、高齢者障害者等用施設等の様々な設備や機能について、真に必要な方が必要な時に利用できるよう、普段の行動の中で配慮し合う社会を目指します。

③行動につなげる

「啓発」と「教育」の取組みを通じて、様々な立場の人が抱える困難や支援のニーズについて理解を深めた人同士が、実際に協力し支え合う社会の実現を目指します。

今後も継続的にヒアリング調査を実施し、「心のバリア」の除去に向けて、再評価と改善を行います。

組織	役割	更なる移動等円滑化促進に向けて、「心のバリアフリー」への「理解」を深め、「配慮」し、「行動」するための取組み	実施主体
国	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する関係者の連携及び国民の理解を深める ・高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要となる支援及び適切な配慮、実施に関する国民の協力を求めるよう努める ・「高齢者、障害者等」には、高齢者、全ての障害者(身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む。)及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受けるものは全て含まれることを周知 	<p>■高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進に向けて、広報啓発活動を実施し、真に必要な方が利用しやすい環境の整備を推進しています。 <p>【URL】https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000347.html</p> <p>■バリアフリー教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者の介助体験や疑似体験を通じて、一般市民の方々にバリアフリーに関する理解を深めていただくとともに意識の高揚を図り、心のバリアフリー社会の実現を目指すことを目的とした教室を開催しています。 <p>【URL】https://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/kk/kk-sub34.html</p>	国土交通省 (東北運輸局)
地方公共団体 (仙台市)	<ul style="list-style-type: none"> ・国の取組みに準じ、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、住民の「心のバリアフリー」の推進に努める 	<p>■交通バリアフリー教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象に、障害のある方や高齢の方などの乗り降りの補助、移動のお手伝いに役立てるため、市バスや地下鉄、駅構内のバリアフリーについて学ぶ交通バリアフリー教室を実施しています。 <p>■心のバリアフリー推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、教育委員会が10校を認定し、障害者スポーツや障害者の文化・芸術活動を通した交流及び障害のある当事者を招請しての学習や障害体験プログラムにより、障害理解や差別解消に関する教育の一層の充実を図るとともに、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育み、多様性を尊重する共生社会の形成を推進することを目的とした事業を実施しています。 <p>■児童生徒の他者理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害当事者からの講話やハンディキャップ体験(車いす体験、白杖体験など)等を行う事業で、障害理解を推進するための体験活動を検討している学校に、教育委員会が協力団体を紹介しています。 <p>■宮城県ゆずりあい駐車場利用制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方や高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方に対して、制度の対象となる駐車区画(対象区画)の利用証を宮城県が交付する制度(パーキング・パーミット制度)を実施しています。 <p>■仙台市障害理解ポータルサイトの運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害理解に関する情報の入口となるよう、各種情報を集約したサイトを運用し、WEB広告を通じて、若年層をはじめ、幅広い年代の方を対象に障害理解に関する情報提供や啓発を実施しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方もない方も一緒に参加できるイベント・販売会の紹介 ・障害のある方が活躍する飲食店・雑貨店やECサイトの紹介 ・さまざま分野で活躍する障害のある方と支援する方の思いやメッセージの紹介 ・障害のある方に関する様々なマークの紹介 ・各種障害理解促進パンフレットの紹介 <p>【URL】https://sendai-shougairikai.com/</p>	仙台市交通局 仙台市教育局 仙台市教育局 宮城県 仙台市健康福祉局

組織	役割	更なる移動等円滑化促進に向けて、「心のバリアフリー」への「理解」を深め、「配慮」し、「行動」するための取組み	実施主体
地方公共団体 (仙台市)	・国の取組みに準じ、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、住民の「心のバリアフリー」の推進に努める	■障害理解センター養成研修 ・障害のある方が講師となり、市内の各企業、団体、高校・大学・専門学校等へ出向き、障害理解を目的とした研修を行っています。 実体験を踏まえた講義とグループワークを行い、障害に対する理解を深めます。 【URL】 https://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/kurashi/kenkotofukushi/shogai/torikumi/supporter.html	仙台市健康福祉局
		■当事者アドバイザー派遣制度 ・障害のある当事者の方が、仙台市内の各企業の店舗などへ出向き、提供が義務化された「障害のある方への合理的配慮」についてアドバイスします。 【URL】 https://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/kurashi/kenkotofukushi/shogai/torikumi/adviser.html	仙台市健康福祉局
		■マタニティマークの広報 ・マタニティマークについて、仙台市ホームページ等で紹介し、妊婦や出産後間もない産婦への理解や配慮を促します。 【URL】 https://www.city.sendai.jp/kodomo-chiiki/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/joho/joho/maternitymark.html	仙台市こども若者局
施設設置管理者	・継続的な教育訓練を通じ、職員等に対し、高齢者、障害者等と適切なコミュニケーションを取りながら、積極的に声かけや支援を行うよう促す ・施設の一般利用者が困っている高齢者、障害者等を手助けすることや車両の優先席、車いす使用者用駐車施設の利用についての配慮を求める広報活動及び啓発活動を行うよう努める	■筆談アプリ及び筆談用具による情報提供 ・社員用のタブレット端末の筆談アプリ及び筆談用具の設置により、必要な情報提供を実施しています。	JR 東日本・仙台市交通局
		■「声かけ・サポート」運動の実施 ・高齢者や障害者等のお困りのお客さまに対して、社員から積極的にお声かけを行う「声かけ・サポート」運動を通年で実施しています。	JR 東日本
		■サービス介助士の資格取得促進 ・サービス介助士資格取得講座を実施しています。	JR 東日本
		■サービス介助士の資格取得者の鉄道駅への配置 ・各管区駅にサービス介助士の資格保有の駅務助役を配置し、各駅においてお困りのお客様に対応するとともに、駅務員のバリアフリーに関連する指導・助言ができる環境を整備しています。	仙台市交通局
		■乗務員への研修の実施 ・高齢者や障害者等の移動制約者に対する声掛けや乗車の際の対応方法、接客や介助のスキルアップを図るため、乗務員への研修会を開催しています。	JR 東日本・仙台市交通局・宮城交通・ミヤコーバス
		■当事者との意見交換会の開催 ・高齢者や障害者との意見交換会を開催し、定期的に情報交換を実施することで、特定事業計画等の取組みに反映させています。	仙台市交通局
		■マナー啓発活動 ・マナー啓発活動として、キャンペーンを計画的に実施するとともに、マナー啓発ポスター・ステッカーを継続して掲出しています。 (ベビーカーの安全な使用、バリアフリートイレ、旅客施設等のエレベーター、車両等の優先席等の適正な利用を呼び掛けるためのポスター)	JR 東日本・仙台市交通局・宮城交通・ミヤコーバス
		■子育て世代の利便性向上の取組み ・授乳室や紙おむつやおしりふきが購入できる自動販売機を設置しています。(地下鉄 仙台駅構内) ・ベビーカーマークの表示による配慮を促進しています。 ⇒ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備(エレベーター、バスや地下鉄の車両スペース等を表示) ・ベビーカーレンタルサービスを提供しています。 ⇒JR 仙台駅及び地下鉄 仙台駅(西改札)と八木山動物公園駅にて、株式会社 JR 東日本企画が提供する、ベビーカーのレンタルサービス「ベビカル」を実施。	仙台市交通局 仙台市交通局 JR 東日本・仙台市交通局

組織	役割	更なる移動等円滑化促進に向けて、「心のバリアフリー」への「理解」を深め、「配慮」し、「行動」するための取組み	実施主体
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性並びにそのために円滑な移動及び施設の利用を実現することの重要性について、理解を深める ・視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪、車いす使用者用駐車施設への駐車等により高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないよう積極的に協力する ・高齢者障害者等用施設(福祉用トイレ、障害者等用駐車施設、エレベーター、車いす用スペース、優先席等)の利用を控え(やむを得ない場合、一般用施設の利用が困難な場合を除き)、利用を譲る等、適正な利用について配慮する 	<p>■理解を深め、積極的に行動する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国」や「仙台市」の広報に目を向け、また、実施される各種バリアフリー関連の教室・講座等に積極的に参加し、理解を深め、積極的に行動に移します。 ・施設設置管理者が実施するマナー啓発活動を通し、マナーアップを図ります。 <p>■まち歩きバリアフリー点検への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー法の規定に基づく移動等円滑化促進地区や重点整備地区において、当事者の方や各施設管理者をはじめとする仙台市バリアフリー推進協議会のメンバーがまち歩きバリアフリー点検に参加し、生活関連経路の現状や課題等の把握を行います。 	<p>仙台市交通局</p> <p>仙台市バリアフリー推進協議会</p>

6-3.「情報のバリアフリー」の取組み

「情報のバリアフリー」とは、「情報のバリア」を取り除くことです。すなわち、全ての人が必要な情報に容易にアクセスでき、理解し、活用できる環境を整えることを意味します。「情報のバリアフリー」は、物理的・心理的なバリアフリーと連携しながら、誰もが自立して移動し、行動できる社会の実現に向けた重要な要素であり、個々の心身の特性に配慮した情報提供を行い、情報格差をなくすことにより、全ての人が安心して移動し、生活を送ることができる社会を実現することが可能となります。

誰もが参加できる社会を実現することを目標に、全ての人が移動に関する情報を容易に入手できるよう、情報提供の方法等への配慮等に取組みます。

■移動に関する情報提供への配慮

●筆談アプリ及び筆談用具による情報提供(JR 東日本・仙台市交通局)

- ・社員用のタブレット端末の筆談アプリ及び筆談用具の設置により、必要な情報提供を実施
- ・コミュニケーション支援ボードを配備し、円滑な意思疎通を実施する。

●公共交通施設や車両等のバリアフリーの情報提供(JR 東日本・仙台市交通局)

- ・JR 駅、地下鉄駅におけるバリアフリーの取組状況やバリアフリー設備について、ウェブサイトなどで情報提供する。

●エレベーター等点検の情報提供

- ・エレベーター・エスカレーターの定期点検予定・工事予定をウェブサイトに掲載するとともに、障害者団体へ情報提供する。
- ・エレベーター・エスカレーターの工事情報を本市ホームページに掲載する。(仙台市建設局)

●誘導・案内設備整備(仙台市交通局)

- ・出入口・改札口・トイレ出入口付近に設置した触知案内図により案内する。
- ・出入口、トイレ出入口、エレベーター乗降口に設置した音声案内設備により案内する。
- ・触知案内図、改札口に設置した音響案内設備により案内する。

●鉄道車両における案内・表示の整備(仙台市交通局)

- ・南北線車両更新に併せ、液晶の車内案内表示装置により、次停車駅の扉開方向や運行等に関する異常時の情報提供を行う。

●バス車両における情報提供(仙台市交通局・宮城交通)

- ・車外行先表示器において白色 LED 化を推進し、視認性を向上させる。

●移動支援アプリによる誘導・案内(仙台市健康福祉局)

- ・マーキングを施した点字ブロックや壁に貼った二次元コードをスマホのアプリで読み取ることで、施設出入口、エレベーター、相談窓口、トイレ出入口の移動を音声で誘導する。また、トイレ内の配置を音声で案内する。

●ピクトグラムの活用

- ・施設の駐車場での障害者、高齢者、妊産婦、けが人などが駐車可能な区画をピクトグラムで表示することを促進し、誰が見ても一目で内容を理解できるようにする。（宮城県ゆずりあい駐車場利用制度）

●UD フォントの使用

- ・高齢者や視覚に障害のある人も含め誰でも読みやすく、誤読が起こりにくい文字であるユニバーサルデザインフォントを積極的に使用します。

今後も継続的にヒアリング調査を実施し、「情報のバリア」の除去に向けて、再評価と改善を行います。

【コラム】「信 GO！」アプリで広がる安心の歩行支援

視覚障害のある方が安心して街を歩けるように—そんな願いから生まれた「信 GO！」アプリは、信号情報を音声や振動で伝えます。また、このような使いやすさが評価され、今回のヒアリングでも当事者から満足度の高いアプリケーションとして挙げられました。

(1) 信 GO！ってどんなアプリ？

「信 GO！」は、日本信号株式会社が開発した、視覚障害者向けの歩行支援アプリです。

スマートフォンを通じて、交差点の歩行者信号の状態(青・赤・青点滅)を音声や振動、画面表示で知らせてくれます。さらに、交差点の名称や方向も音声で案内してくれるので、現在地の把握や進行方向の判断がしやすくなります。

(2) どんな機能があるの？

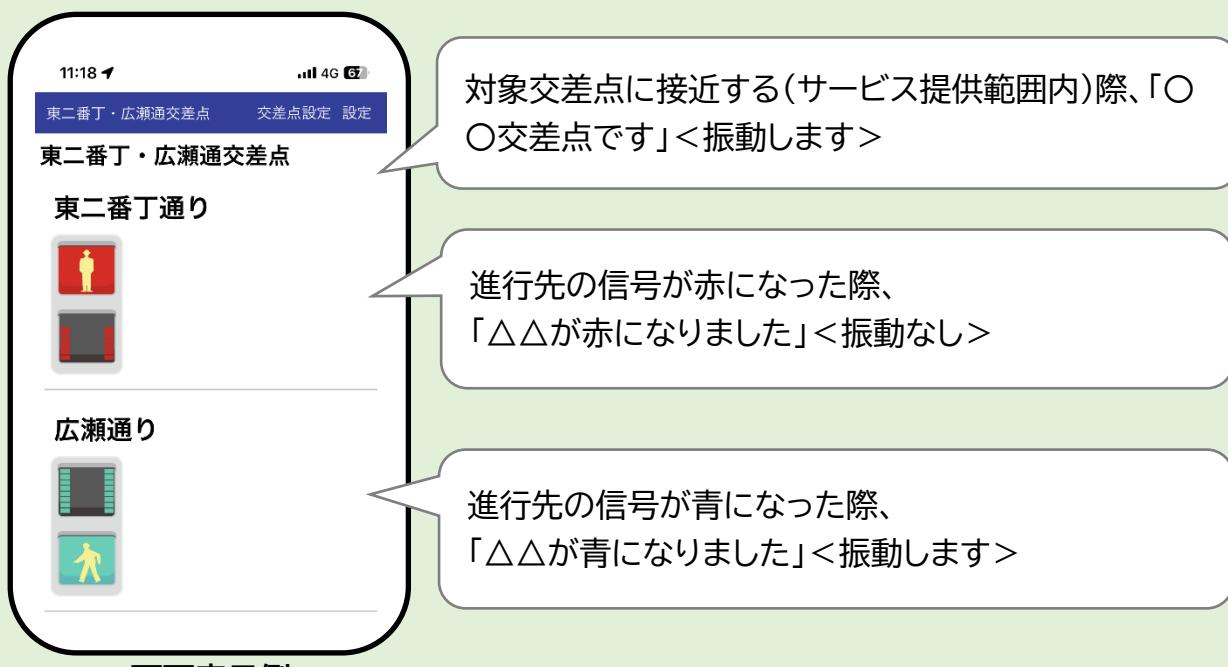
主な機能は以下のとおりです：

- ・歩行者信号情報提供サービス：信号の色をリアルタイムで通知できます。
- ・歩行者横断支援サービス：押しボタン式の交差点では、スマホからボタン操作が可能です。
- ・交差点案内：交差点の名称や方向を音声で案内します。

(3) 仙台市内でも使えるの？

令和2年4月より運用が開始され、仙台駅東口交差点や県庁市役所前交差点など、市内では100か所以上の交差点*に対応しており、視覚障害者の歩行支援に活用されています。(※令和7年2月時点)

なお、交差点に近づくと、スマートフォンが信号の状態(青・赤・青点滅)を音声や振動で通知してくれるため、安心して横断できます。



7. 今後のバリアフリーの更なる推進に向けて

7-1. バリアフリーマスタートップランの推進体制

バリアフリー化の推進にあたっては、行政だけでなく、交通事業者や施設管理者、市民・当事者等の関係各者の連携・協力が必要であることから、これまで同様その機会の創出に努めるとともに、仙台市バリアフリー推進協議会で定期的に進捗状況の確認を行います。

また、移動等円滑化促進地区内でバリアフリー化の具体的な事業を実施する機運が醸成したときには、仙台市バリアフリー推進協議会において意見交換や内容の検討を行いながら、当該地区の基本構想を作成し重点整備地区を定め、バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に進めていきます。

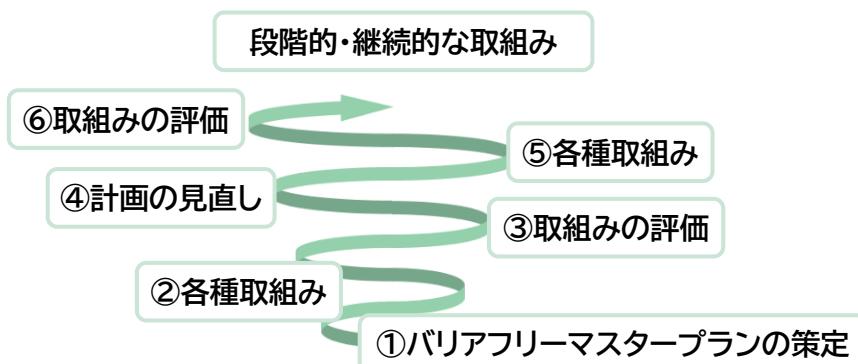
7-2. バリアフリーマスタートップランの評価とスパイラルアップ

バリアフリー法において、バリアフリーマスタートップランを作成した場合は、概ね5年ごとに、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化措置の実施状況の調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、バリアフリーマスタートップランを変更することとされています。

以上のことと踏まえ、策定から5年後にあたる令和12年度を目途に、移動等円滑化促進地区においてまち歩きワークショップ等を実施し、移動等円滑化措置の実施状況の評価を行うとともに、評価結果や社会状況の変化を踏まえ、必要に応じて計画のスパイラルアップを行います。

評価指標	
項目	調査手法
市民満足度	まち歩きワークショップでの評価 など

スパイラルアップのイメージ



用語説明

用語	説明
あ行	○高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。
	○生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区。高齢者、障害者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況、これらの将来の方向性の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化の促進が特に必要とされる地区。
	○道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列。
か行	○これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のこと。
	○障がいの有無にかかわらず、高齢になっても、どんな立場でも、安心して自由に生活するために、一人ひとりがバリアを感じている人の身になって考え、行動を起こすこと。
さ行	○見る人に対し情報を伝えるための表示物、また、建築物のシンボルとしての役割も果たすもの。
	○PDCA(Plan(計画)→Do(実行)→Check(確認)→Act(改善))サイクルによる改善を繰り返しながら、らせんを描くように向上させていくもの。
	○生活関連施設間を結ぶ経路のうち、特にバリアフリー化が必要な経路であり、生活関連施設へのアクセス動線や地区の回遊性等に配慮し、バリアフリー法に基づくバリアフリーマスターplan(移動等円滑化促進方針)やバリアフリー基本構想において定める。
	○高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設等の施設で、特にバリアフリー化が必要なものとして、バリアフリー法に基づくバリアフリーマスターplan(移動等円滑化促進方針)やバリアフリー基本構想において定める。
	○物事において、直接目には見えない、人の働きが関わっている要素を意味する。例として、その物事に関わる人材やその教育、業務に対する意欲、共有されている情報など。
な行	○地上面から床面までの高さが概ね30cm以下であり、バリアフリー新法の移動等円滑化基準に適合するバス。 ○ノンステップバスは、エアサスペンション(空気バネ)を採用する事により乗降時に車高を下げる歩道との段差を少なくする「ニーリング機能」が装備されている。

	用語	説明
は行	ハード面	○施設や設備、機器、道具といった形ある要素を意味する。例として、段差の解消、スロープの設置、点字ブロックの設置、案内板の設置など。
	歩行者等支援情報通信システム(PICS)	○歩行者用信号の状態を音で知らせたり、歩行者横断時の青時間を延長したりして視覚障害者、高齢者等の安全を支援し交通事故の防止を図るシステム。
	バリアフリー(Barrier free)	○バリアフリーの「バリア」とは、英語で障壁(かべ)という意味であり、人々の移動時に障壁となっているバリアをなくす(フリーにする)こと。 ○「バリアフリー社会」を実現するためには、障害のある人をとりまく4つの「バリア」(物理的、制度的、文化・情報面、意識上のバリア)を取り除くことが必要といわれている。
	ピクトグラム	○「絵文字」「絵単語」を表す。文字の代わりに図で情報や注意を伝えるための案内記号。車いすや非常口を表すものが有名。
や行	ユニバーサルデザイン(Universal design)	○年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、始めからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方にして、快適な環境をデザインすること。 ○ユニバーサルデザインは、①公平性(誰にでも公平に利用できること)、②自由度(使う上で自由度が高いこと)、③簡単(使い方が簡単ですぐわかること)、④明確(わかりやすい情報で理解しやすいこと)、⑤安全性(うっかりミスで、間違った使用をしても、出来る限り危険につながらないこと)、⑥持続性(無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること)、⑦空間性(誰にでも使える大きさ、広さがあること)の7原則が示されている。

仙台市バリアフリーマスターplan

編集・発行：仙台市都市整備局 総合交通政策部 交通政策課